

お客さま各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書 (S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2017年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/site/japan>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年9月27日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

2020年6月

債券売出届出目論見書

MuniFin

フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付
フィンランド地方金融公社 2025年7月16日満期
円建 早期償還条項付 E T F 転換債券
(日経225連動型上場投資信託)

－ 売 出 人 －

S M B C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2025年7月16日満期円建 早期償還条項付 ETF転換債券（日経225連動型上場投資信託）（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を2020年6月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の利息金額および償還時期は、対象ETF受益権の終値の変動により決定され、また、本債券の償還は対象ETF受益権の終値の変動により、償還口数の対象ETF受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払をもって行われることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」および「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

なお、対象ETFにつきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資家自身の資力、投資目的および投資経験に照らして適切であると、自己責任において判断する場合にのみ、本債券に対する投資を行ってください。

リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本債券の満期における償還は、所定のロックイン事由が発生した場合には、額面金額につき償還口数の対象ETF受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払によりなされ、この場合、対象ETF受益権の価値は、投資元本を下回る可能性がある。

受渡リスク

本債券の償還は、償還口数の対象ETF受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払により行われる場合があるが、発行者は本債券の償還のため必要となる可能性のある対象ETF受益権を現在保有していない。当該対象ETF受益権は、発行者と受渡代理人間の受渡代理人契約に基づき発行者に代わり受渡代理人により交付される。受渡代理人は、対象ETF受益権につき流動性が欠如する場合には、市場より必要な対象ETF受益権を迅速に調達できなくなる可能性があり、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由の発生により、その受渡決済ができない場合がありうる。

本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行者、売出人およびそれらに関連する会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、対象ETF受益権の価格の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

利率変動リスク

本債券の利率は、2020年10月16日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2021年1月16日以降の各利払期日については、対象ETF受益権の価格の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の対象ETF終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2025年7月16日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者および／または保証者ならびに対象ETFの委託者（以下「委託者」という。）の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者および／または保証者（フィンランド地方政府保証機構）ならびに委託者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者および／または保証者ならびに委託者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者および／または保証者ならびに委託者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者および／または保証者ならびに委託者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者および／または保証者ならびに委託者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらに関連する会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価等の指数および対象ETF受益権に関する取引、ならびに先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における対象ETF受益権の価格に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法 (2) 満期における償還」により決定されるが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 対象ETF受益権の価格

本債券の満期償還額および利率は対象ETF受益権の価格に連動し、かつ早期償還条項も対象ETF受益権の価格の水準により決定される。一般的に、対象ETF受益権の価格が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、対象ETF受益権の価格が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

② 対象ETF受益権の価格の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に対象ETF受益権の価格の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は対象ETF受益権の価格の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、対象ETF受益権の価格、円金利水準、対象ETF受益権の価格の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 分配金利回りと保有コスト

一般的に、対象ETF受益権の分配金利回りの上昇、あるいは対象ETF受益権の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に対象ETF受益権の分配金利回りの下落、あるいは対象ETF受益権の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

本債券は円建であるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想される。

⑥ 発行者および／または保証者の格付け

一般的に発行者および／または保証者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想される。

対象ETFの開示

本債券の発行者、売出人およびその他本債券の発行にかかる関係者は、対象ETFの開示された情報に関し、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。対象ETFの開示情報に虚偽記載等があった場合、対象ETFの価格が下落し、その結果本債券の財産的価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

分配金

本債券には、利息が付されており、その償還が対象ETF受益権および現金調整額（もしあれば）でなされた場合においても、その交付前に対象ETF受益権の分配金が支払われることはない。したがって、本債券の投資利回りも、対象ETF受益権を保有した場合の投資利回りとは異なる。

調整事由等による調整

本債券の存続期間中、対象ETF受益権の当初価格、利率判定水準、ロックイン判定水準および早期償還判定水準は、潜在的調整事由の発生により調整されることがある。また、対象ETFに関し、上場廃止または支払不能事由が発生した場合、本債券の条件が調整されるか、または、本債券の公正な経済価値から必要諸経費を差し引いた金額で早期償還されることがあり、その場合、投資元本を下回る可能性がある。

租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Martin Svedholm
Manager, Funding
(資金調達部マネージャー)

Matti Kanerva
Senior Legal Counsel
(上級法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board)

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集債券に関する基本事項】	1
第2【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	5
4【元利金支払場所】	17
5【担保又は保証に関する事項】	18
6【債券の管理会社の職務】	18
7【債権者集会に関する事項】	19
8【課税上の取扱い】	19
9【準拠法及び管轄裁判所】	21
10【公告の方法】	21
11【その他】	22
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	24
第4【法律意見】	24
第二部【参照情報】	25
第1【参照書類】	25
第2【参照書類の補完情報】	25
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	25
第三部【保証会社等の情報】	26
第1【保証会社情報】	26
第2【保証会社以外の会社の情報】	26
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	28
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類	30
発行者の概況の要約	50

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2025年7月16日満期 円建 早期償還条項付 ETF転換債券（日経225連動型上場投資信託） （以下「本債券」という。）（注1）		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円（予定）（注2）
【各債券の金額】	100万円（注3）	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円（予定） （注2）	【利率】	額面金額に対して、 （i）2020年7月16日（当日を含む。）から2020年10月16日（当日を含まない。）までの期間： 年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。） （ii）2020年10月16日（当日を含む。）から償還期限または（場合により）早期償還日（いずれも当日を含まない。）までの期間： （イ）利率判定評価日の対象ETF終値が、利率判定水準以上である場合 年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。） （ロ）利率判定評価日の対象ETF終値が、利率判定水準未満である場合 年0.10% （注2）（注4）
【償還期限】	2025年7月16日 （注5）	【売出期間】	2020年7月9日から 2020年7月15日まで（注6）
【受渡期日】	2020年7月17日 （注6）		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記（注8）に記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所（注9）		

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2020年7月16日(以下「発行日」という。)(注6)に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は50億円(予定)である。

本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。

本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2020年7月上旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注3) 本債券についての申込単位は、500万円以上100万円の整数倍とする。

本債券の償還は、下記「3 償還の方法(2) 満期における償還」に従い、額面金額の支払、または対象ETF受益権の交付および現金調整額(もしあれば)の支払により償還される。対象ETF受益権および現金調整額の定義については、下記「3 償還の方法(2) 満期における償還(ホ) 定義」をそれぞれ参照のこと。

本債券の償還が額面金額の支払によってなされるかまたは対象ETF受益権および/または現金調整額(もしあれば)の受渡しによってなされるかは、対象ETF受益権の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。申込人は、対象ETF受益権の相場の変動によるリスクおよび対象ETF受益権の相場の変動によって本債券の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪え得る場合に限り、本債券への投資を行うべきである。また、対象ETF受益権の発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

(注4) 利率判定評価日、対象ETF終値および利率判定水準の定義については、下記「3 償還の方法(2) 満期における償還(ホ) 定義」を、早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法(1) 強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。

(注5) 本債券は、下記「3 償還の方法(1) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に強制早期償還される可能性がある。なお、その他の早期償還については下記「3 償還の方法(3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を参照のこと。

(注6) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)より2020年5月14日付で(P)Aa1の格付を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)より2020年5月18日付でAA+の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項にかかる情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録

格付け情報」 (https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

- (注8) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注9) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注10) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率（年率）で、発行日である2020年7月16日（当日を含む。）からこれを付し、2020年10月16日を初回として毎年1月16日、4月16日、7月16日および10月16日（以下それぞれ「利払期日」という。）に、発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いする。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2020年7月16日（当日を含む。）から2020年10月16日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。）。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2020年10月16日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2020年10月16日（当日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（2）満期における償還」に定義される。）（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2021年1月16日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（下記「3 償還の方法（2）満期における償還（ホ）定義」に定義される。）の単独かつ完全なる裁量により以下に従って決定される。

(i) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日の対象ETF終値が利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。

(ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日の対象ETF終値が利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i)当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人（以下「本債権者」という。）によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）の、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

上記「適用利率の決定」に規定される利息額が適用されていないすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、

下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して日本円の整数値まで求める。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を除く。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 強制早期償還

いずれかの早期償還評価日（以下に定義される。）において、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で、対象ETF終値が早期償還判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日の直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、額面金額にて償還される（以下「強制早期償還」という。）。

強制早期償還が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。

計算代理人の強制早期償還の前記当事者への通知の懈怠は、強制早期償還の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「早期償還日」とは、2020年10月16日（当日を含む。）から2025年4月16日（当日を含む。）までの各利払期日をいう。早期償還日が営業日にあたらな
い場合には、翌営業日を早期償還日とする。

「早期償還評価日」とは、評価日（下記「(2) 満期における償還（ホ）定義」に定義され
る。）の(ii)に定義される日をいう。

「早期償還判定水準」とは、当初価格（下記「(2) 満期における償還（ホ）定義」に定義され
る。）の105.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本債券が早期償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、2025年7月16日（以下「満期償還日」という。）に、計算代理人の単独かつ完全なる裁量により以下のとおり決定される方法において、償還される（以下「満期償還額」という。）。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は行われない。

(i) ノックイン事由（以下「(ホ) 定義」に定義される。）が発生していない場合、満期償還額は額面金額100万円の各本債券につき、100万円

(ii) ノックイン事由が発生した場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は償還口数（以下「(ホ) 定義」に定義される。）の対象ETF受益権の交付および/または現金調整額（もしあれば）の支払となる。

(b) 上記(イ)(a)(ii)に該当する場合、受渡代理人（下記「(ホ) 定義」に定義される。）は、発行者に代わり、本債権者に対し、クリアランス・システム（下記「(ホ) 定義」に定義される。）を通じ、満期償還日または（満期償還日が営業日またはクリアランス・システム営業日（下記「(ホ) 定義」に定義される。）に該当しない場合は）クリアランス・システム営業日である直後の営業日（以下「交付期日」という。）に、償還口数の対象ETF受益権を交付する。受渡代理人がその単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事由（以下「(ホ) 定義」に定義される。）が満期償還日に発生していると決定した場合、償還口数の対象ETF受益権の交付は、満期償還日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、満期償還日後8クリアランス・システム営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。）。満期償還日後8クリアランス・システム営業日間のいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、(i)発行者または発行者に代わり受渡代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該8クリアランス・システム営業日目の日に、償還口数の対象ETF受益権を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに(ii)(x)交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債権者に対し償還口数の対象ETF受益権を発行者に代わり交付し、または(y)交付できないと決定した場合、各本債券に関する償還口数の対象ETF受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、発行者は、受渡代理人が計算代理人に上記(i)に基づきかかる決定を通知した日現在の(イ)(a)(ii)に基づき交付される償還口数の対象ETF受益権および現金調整額（もしあれば）の公正な市場価額に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額（計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する。）を、日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。

かかる交付期日が満期償還日または本書記載の本債券の償還後に到来する場合、本債権者は本債券につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行者、受渡代理人および/または計算代理人にいかなる債務も発生しない。

(c) (イ)(a)(ii)または(イ)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終評価日（下記「(ホ) 定義」に定義される。）において、その単独かつ完全な裁量により、一切の理由（対象ETF受益権の市場の流動性の欠如を含むが、これに限らない。）のため上記(イ)(a)(ii)に従い受渡代理人が発行者に代わり交付期日に本債権者に対し償還口数の対象ETF受益権を交付することができないと決定した場合、発行者は、各本債券に関する償還口数の対象ETF受益権の交付および現金調整額（もしあれば）の支払

に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、かかる非流動性を考慮に入れた最終評価日現在の(イ)(a)(ii)に基づき交付されるべき償還口数の対象ETF受益権および現金調整額（もしあれば）の公正な経済価値に等しい額を、本債権者に対しその保有する本債券の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本債券のすべてを償還する。本債券の要項に基づき、関係事項の通知が本債権者に対し事前になされるものとする。

- (d) (イ)(a)(ii)に基づき償還口数の対象ETF受益権の交付を受けるために、本債権者は、確認書を、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（場合による。）に対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。

確認書は以下に従うものとする。

- (i) 本債権者の氏名および住所を明記すること。
- (ii) かかる確認書の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- (iii) 交付期日に本債券を本債権者の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に対し取消不能の形で指図、授權すること。
- (iv) (A) 償還口数の対象ETF受益権を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または
(B) 償還口数の対象ETF受益権の電子的な方法による交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該対象ETF受益権の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。
- (v) 本項に基づく本債券の決済のために現金による調整額を含む現金が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- (vi) 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる確認書の提出を授權すること。

疑義を避けるために付言すれば、「確認書」は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが随時本債権者に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債権者に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

確認書は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債権者は本債券を譲渡することができない。本債権者からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）は、本債権者として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債権者であることを確認する。

確認書が適切に記入されておらず、かつ交付されない場合は、当該確認書は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、受渡代理人との協議後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債権者を拘束する。

本項の規定に従い、本債権者が確認書に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する償還口数の対象ETF受益権の譲渡証書の交付または償還口数の対象ETF受益権の電子的な方法による交付は、本債権者のリスク負担により行われる。

(イ)(a)(ii)に基づく償還口数の対象ETF受益権の交付は、当該確認書が満期償還日の4営業日前の日（またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクがその都度指定するその他の営業日）以前に交付されている場合に限り、満期償還日または（満期償還日が営業日またはクリアランス・システム営業

日でない場合は) クリアランス・システム営業日である翌営業日に、クリアランス・システムを通じて行われる。本債権者が確認書を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク(場合による。)に交付しなかった場合には、譲渡証書または償還口数の対象ETF受益権は、満期償還日の後速やかに(その場合、交付が行われる日を交付期日とする。)当該本債権者に交付され、かかる交付は当該本債権者のリスク負担により行われる。疑義を避けるために付言すれば、満期償還日後に当該交付が行われる場合にも、本債権者は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

- (e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債権者または本債権者に代わり行為する銀行、ブローカーまたはその他の者を対象ETF受益権の名簿上の実質所有者として記載すること、または記載せしめることに対し一切の義務を負わない。

上記(イ)(d)に基づく譲渡証書または償還口数の対象ETF受益権の交付後、本債権者以外の者が引続き償還口数の対象ETF受益権の実質所有者として関連ある振替機関または関連ある口座管理機関の関連名簿に記載されている期間(以下「移行期間」という。)について、発行者およびその他発行者を代理する者のいずれも、(i)その者が当該償還口数の対象ETF受益権の実質所有者として受領した書簡、証書、通知、回状、配当その他種類を問わず他の書類もしくは支払を、本債権者もしくは本債権者の後の当該償還口数の対象ETF受益権の実質所有者に対し引渡し、もしくは引渡すようにさせる義務、(ii)移行期間中、当該対象ETF受益権に付随する一切の権利を行使し、もしくは行使せしめる義務、または(iii)移行期間中、その者が当該償還口数の対象ETF受益権の実質所有者として記載されていることにより直接もしくは間接的に本債権者もしくは本債権者の後の当該償還口数の対象ETF受益権の実質所有者が被った損失もしくは損害に関する当該本債権者もしくは当該実質所有者に対する責任を一切負わない。

発行者は、償還口数の対象ETF受益権に関して付与される権利について、償還口数の対象ETF受益権が本取引所(下記「(ホ) 定義」に定義される。)において最初に権利落ちで取引された日が、交付期日以前であった場合、または(交付期日より後の場合)本債権者に実際に償還口数の対象ETF受益権が交付される日以前であった場合、本債権者その他の者に対し義務を負わない。

- (ロ) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由

(a) 計算代理人の決定する潜在的調整事由(下記「(ホ) 定義」に定義される。)の発生に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象ETF受益権の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じると判断した場合には、計算代理人は(i)かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、関連する水準、償還口数、単元未満口数(下記「(ホ) 定義」に定義される。)、現金調整額および/またはその他の関連する数値を調整し、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。

(b) 最終評価日または最終評価日より前の日に対象ETF受益権に関し合併事由(下記「(ホ) 定義」に定義される。)が発生した場合には、(x) 計算代理人は、(i)当該合併事由の本債券に対する経済的影響を考慮して、本債券の償還、決済、支払もしくはその他の条件について当該調整(対象ETF受益権に係るボラティリティの変動、予想配当もしくは予想分配金、貸株率または流動性を考慮した調整を含む。)(かかる調整は、対象ETF受益権に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション取引に対して、かかる合併事由についてなされる調整を参照して決定することができるが、その義務はない。)を行うことを、その単独かつ完全なる裁量により決定し、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定するか、または、(y) 計算代理人が上記(x)に基づいて行う当該調整が商業的に合理的な結果をもたらさないか決定した場合には、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独

の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または修正につき発行者が負担した費用を差し引いた額で償還される。

(c) 最終評価日または最終評価日より前の日に、対象ETF受益権に関し国有化、上場廃止または支払不能事由（それぞれ下記「(ホ) 定義」に定義される。）が発生している場合、発行者は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、(i) 計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能事由（場合による。）を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすために負担した費用を控除した額を、本債権者に対しその保有する本債券の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより、または、(ii) 償還口数の対象ETF受益権の交付および本書日付現在の本取引所において取引可能な対象ETFの最小数である1取引単位に満たない対象ETF受益権の時価総額に等しい現金による調整金額（計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する。）の支払により、本債券のすべてを償還する。

(d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および／または調整の詳細を発行者、財務代理人および受渡代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は財務代理人により本債券の要項に従って行われる。

(ハ) 対象ETF受益権の価格の訂正

本取引所で公表され、本債券に基づく何らかの計算または決定を行う際に用いる価格がその後訂正され、その訂正が当初の公表日中に本取引所により公表され、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、当該計算または決定によって決定された本債券に関する支払の調整が実行可能であると決定する場合、計算代理人は、単独かつ完全なる裁量により、適切であると決定した当該支払の調整を行う。ただし、計算代理人は、その後公表されたいかなる訂正にかかわらず、当初価格を決定する。

(ニ) 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独かつ完全なる裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

当初価格、利率判定水準、早期償還判定水準、ロックイン判定水準（下記「(ホ) 定義」に定義される。）、連動利払期日に支払われる連動利息額、前記「(1) 強制早期償還」に記載された強制早期償還の発生および満期償還日に支払われる満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。下記「10 公告の方法」の記載にかかわらず、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに交付された通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクへの交付日に本債権者に通知されたものとみなす。

(ホ) 定義

「計算代理人」とは、	(未定)をいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。
「クリアランス・システム」とは、	対象ETF受益権の受渡に関し、対象ETF受益権の取引につき通常決済する主要な国内の保管振替機構（本書日付現在、株式会社証券保管振替機構（JASDEC））またはその承継者をいう。
「クリアランス・システム営業日」とは、	クリアランス・システムが決済指示の受付および執行のために営業している日（または受渡混乱事由の発生がなければそうであった日）をいう。
「対象ETF終値」とは、	対象ETF受益権に関連し、本取引所により公表される対象ETF（以下に定義される。）の受益権1口当たりの公式な終値であり、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定するものをいう。
「利率判定水準」とは、	当初価格の80.00%に相当する金額をいう（ただし、小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）。
「上場廃止」とは、	対象ETF受益権が本取引所において（合併事由以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。
「償還口数」とは、	以下の計算式により計算代理人が計算する数以下の額面金額当たりの単元口数（以下に定義される。）の最大整数倍の対象ETF受益権の口数をいう。 $100 \text{ 万円} \div \text{当初価格}$
「障害日」とは、	計算代理人が決定する、本取引所がその通常の立合時間の間に取引を行うことができない、対象ETF終値が公表されない、または市場障害事由（以下に定義される。）が生じている予定取引日（以下に定義される。）をいう。
「本取引所」とは、	東京証券取引所もしくはその承継者または対象ETF受益権の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替の取引所または相場表示システムにおいて、当該対象ETF受益権に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「取引所営業日」とは、	本取引所における取引が予定終了時刻（以下に定義される。）よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。

「繰延評価日」とは、	(i)連動利払期日または連動利息期間に関するその他の利息の支払期日に関し、当該日の10予定取引日前の日、(ii)早期償還日に関し、当該日の10予定取引日前の日、または(iii)満期償還日については、満期償還日の10予定取引日前の日をいう。
「最終対象ETF終値」とは、	計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、最終評価日の対象ETF終値をいう。
「最終評価日」とは、	評価日の(iii)に定義される日をいう。
「単元未満口数」とは、	対象ETF受益権につき、以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券に対する投信口数をいう。ただし、小数第5位を四捨五入して第4位まで求めるものとする。 (額面金額÷当初価格 - 償還口数)
「対象ETF」とは、	日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)をいう。
「当初価格」とは、	2020年7月16日(以下「当初価格決定日」という。)の対象ETF終値であり、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、その後公表されたいかなる訂正にかかわらず、決定されるものをいう。かかる日が障害日である場合は、当初価格決定日は、直後の障害日でない予定取引日とする(ただし、当初予定されていた当初価格決定日直後の3予定取引日の各日が障害日である場合を除く。)。当初予定されていた当初価格決定日直後の3予定取引日の各日が障害日である場合は、かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であることにかかわらず、当初価格決定日とみなし、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量によりかかる3予定取引日目の日の評価時刻(以下に定義される。)における対象ETFの受益権1口当たりの関連する価格を誠実に決定し、かかる価格が当初価格とみなされる。
「支払不能事由」とは、	対象ETFの任意もしくは強制的解散、清算もしくは支払不能または対象ETFに影響を与える類似の手續により、(i)対象ETF受益権全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または(ii)対象ETF受益権を保有する者がかかる受益権の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。
「ノックイン事由」とは、	計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観察期間(以下に定義される。)中の障害日ではない取引所営業日に、本取引所における対象ETF終値が一度でもノックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したとみなされる事由をいう。
「ノックイン判定水準」とは、	当初価格の65.00%に相当する金額をいう(ただし、小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。)
「市場障害事由」とは、	計算代理人が単独かつ完全な裁量により取引障害(以下に定義される。)、取引所障害(以下に定義される。)または早期終了(以下に定義される。)が発生もしくは存在していると決定し、

かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引障害、取引所障害および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引障害、取引所障害および早期終了の発生または存在をいう。

「取引障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に（本取引所その他が許容する制限を超える価格の変動その他を理由とするか否かを問わず）本取引所における対象ETF受益権の取引に関して、本取引所等による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。

「取引所障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に、市場参加者が一般的に本取引所における対象ETF受益権の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する事由（早期終了を除く。）（計算代理人により決定される。）をいう。

「早期終了」とは、取引所営業日において予定終了時刻前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（i）当該取引所営業日の本取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と（ii）当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象ETF受益権（買収申入の場合には、買付人により所有または支配されている対象ETF受益権を除く。）の種類変更その他の変更もしくは対象ETF受益権の買収申入により所有する対象ETF受益権の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または併合、売却もしくは譲渡の日時が受益者に承認のために提示された日、または併合、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。

「合併事由」とは、

対象ETF受益権につき、（i）発行済の対象ETF受益権の全部を他の投資信託、法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象ETF受益権の種類変更、その他の変更（対象ETF受益権の基準通貨の変更を含む。）、（ii）対象ETFと他の投資信託等との併合もしくは拘束力のある投資口交換（対象ETFが存続投資信託となる併合で、発行済の対象ETF受益権のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。）、（iii）投資信託、法人または個人が発行済の対象ETF受益権の100%を買入れもしくは取得することにより、対象ETF受益権の全部もしくは一部（買付人が所有または支配する対象ETF受益権を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象ETF受益権の買収申入、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または（iv）対象

ETFと他の投資信託等との併合もしくは拘束力のある投資口交換で対象ETFが存続投資信託となり、結果として発行済の対象ETF受益権のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象ETF受益権（当該投資信託等が所有または支配する対象ETF受益権を除く。）が包括して当該事由発生後の発行済の対象ETF受益権の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由をいい、いずれの場合も合併日が最終評価日以前の場合に限る。

「単元口数」とは、

対象ETFに関して、最終評価日において本取引所で取引可能である対象ETFの最小口数（2020年6月25日現在1口）をいう。

「観察期間」とは、

当初価格決定日の評価時刻から最終評価日の評価時刻までの期間をいう。

「国有化」とは、

対象ETF受益権につき、対象ETF受益権の全部または対象ETFの資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局、政府団体もしくはその代行機関に強制的に譲渡されることをいう。

「潜在的調整事由」とは、

対象ETF受益権につき、以下のいずれかの事由をいう。

- (i) 対象ETF受益権の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生となる場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、分割もしくは併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象ETF受益権の現存受益権者に対する無償分配または配当を含む。
- (ii) 対象ETF受益権の現存受益権者に対する(a)かかる対象ETF受益権の分配、発行もしくは配当、(b)対象ETF受益権の受益権者に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象ETFの分配、配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の受益権もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)分割または他の同様の取引により対象ETFが取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の投資信託の受益権もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券もしくは権利もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- (iii) 特別配当。本項につき「特別配当」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、誠実かつ商業的に合理的に決定する配当をいう。
- (iv) 対象ETFによる全額払込済みでない対象ETF受益権の払込請求。
- (v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であることを問わない、対象

ETFによる対象ETF受益権の買戻し。ただし、関連する対象ETFに関する書類に従った当該対象ETF受益権の投資者により開始された対象ETF受益権の償還に関連する買戻しを除く。

(vi) 上記(i)ないし(v)以外で、計算代理人の判断において、対象ETF受益権の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。

「現金調整額」とは、

対象ETF受益権につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される額面金額に対する日本円の現金額（1円未満を四捨五入して日本円の整数値まで求める。）をいう。

単元未満口数 × 最終対象ETF終値

「予定終了時刻」とは、

本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。

「受渡代理人」とは、

（未定）をいい、その承継者または場合によりその代理人を含むものとする。受渡代理人は、発行者と受渡代理人との間で締結された受渡代理人契約に基づき、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務もしくは関係を引受けるものではない。

「受渡混乱事由」とは、

受渡代理人および／または発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行者が各本債券に関し、本債権者に対する償還口数の対象ETF受益権の交付を確保できなくさせるものをいう。

「対象ETF受益権」とは、

対象ETFの受益権をいう。

「利率判定評価日」とは、

評価日の(i)に定義される日をいう。

「評価日」とは、

(i)各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日またはその他の利息の支払期日の15予定取引日前の日（以下それぞれ「利率判定評価日」という。）をいい、(ii)各早期償還日に関し、当該早期償還日の15予定取引日前の日（以下それぞれ「早期償還評価日」という。）をいい、(iii)満期償還日については、満期償還日の15予定取引日前の日（以下「最終評価日」という。）をいう。

評価日が障害日である場合は、かかる評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、かかる連動利払期日、その他の利息の支払期日、早期償還日または満期償還日に対応する繰延評価日以前に障害日でない予定取引日がない場合には、(a)

かかる繰延評価日は、かかる日が障害日であるか否かにかかわらず評価日とし、(b) 計算代理人は、適切であるとみなす情報源を参照して繰延評価日の評価時刻現在の対象ETF終値を決定する。

「評価時刻」とは、

本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。

日経 225 連動型上場投資信託の価格の過去の推移

下記の表はそれぞれ、2001年から2019年までの各年の最終取引日における日経225連動型上場投資信託の終値および2015年1月から2020年5月までの各月の日経225連動型上場投資信託の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2015年1月から2020年5月までの日経225連動型上場投資信託の終値の数値を表したものである。これらは、様々な経済状況の下で日経225連動型上場投資信託がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経225連動型上場投資信託の過去の推移は日経225連動型上場投資信託の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経225連動型上場投資信託が下記のように変動したことによって、日経225連動型上場投資信託および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。

日経 225 連動型上場投資信託の年末の終値

(単位：円)			
年	終値	年	終値
2001	10,500	2013	16,620
2002	8,520	2014	17,850
2003	10,720	2015	19,520
2004	11,510	2016	19,580
2005	16,160	2017	23,410
2006	17,380	2018	20,580
2007	15,430	2019	24,410
2008	9,020		
2009	10,640		
2010	10,310		
2011	8,570		
2012	10,630		

日経225連動型上場投資信託の月末の終値

	(単位：円)					
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
1月	18,060	18,020	19,540	23,770	21,390	23,910
2月	19,220	16,480	19,630	22,730	22,020	21,790
3月	19,810	17,320	19,540	22,210	22,030	19,700
4月	20,100	17,220	19,830	23,280	23,120	21,000
5月	21,170	17,800	20,300	23,000	21,410	22,750
6月	20,850	16,150	20,720	23,110	22,110	
7月	20,930	16,850	20,320	23,040	21,990	
8月	19,230	17,180	20,050	23,330	21,170	
9月	17,770	16,860	20,870	24,780	22,350	
10月	19,550	17,860	22,580	22,520	23,600	
11月	20,230	18,740	23,350	22,990	23,980	
12月	19,520	19,580	23,410	20,580	24,410	



出典：ブルームバーグ・エルピー

(注) 2020年6月25日現在、日経225連動型上場投資信託の終値は、23,180円であった。

(3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、

(ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

(a) 期限前償還額（以下に定義される。）に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））。

(b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他一切の債務を、発行者に代えて「関連者」（以下に定義される。）に引き受けさせること。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

「期限前償還額」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、かかる期限前償還直前における本債券の公正な市場価格に、基礎となっているまたは関連するヘッジおよび調達の実行（本債券に基づく発行者の義務をヘッジするエクイティ・オプションを含むが、それに限られない。）を解約するために発行者が負担する相当な費用を十分考慮して決定する円貨額である。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー

(Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1

(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い（1）フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づく一切の支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要な一切の行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を適用のある通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法（3）税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課される一切の業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によつてのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関する一切の支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類の前払公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる前払公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して前払公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本国の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本国の税法上、本債券のように、債券の償還時において、債券が対象ETF受益権に交換されるものに関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が対象ETF受益権のような上場投信の受益権に交換される債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本国の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税、復興特別所得税および住民税の合計であるの源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および住民税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および住民税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本債券の償還が発行者以外の者の発行する上場投信の受益権によってなされる場合、日本国の居住者である個人が本債券の元金の償還により交付を受ける金額（償還の日における当該上場投信の受益権の終値に交付される上場投信の受益権の数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを加えた金額。）は本債券の譲渡にかかる収入金額とみなされて、償還差損益にかかる課税がなされる。内国法人の場合には、当該償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成するが、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は日本国の居住者である個人に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。

(iv) 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

(v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券にかかる利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(vi) 本債券の償還が発行者以外の者の発行する上場投信の受益権によってなされる場合、日本国の居住者である個人の場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該上場投信の受益権の終値が当該上場投信の受益権の取得価額となる。内国法人の場合においても、日本国の居住者である個人と同様に、原則として、償還の日における当該上場投信の終値が当該上場投信の取得価額となるが、日本の税法上明文化されていないため、各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所でとることを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB) に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Vistra Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10 【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ (Financial Times) を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他 (2)」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみ

なされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

(1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。

- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者または保証者が上記(i)に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
- (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
- (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他のあらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

(2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならなくなった場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクも

しくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

- (3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらない場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a) 固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかるとなれば償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b) 変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。
- (6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- (i) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
- (イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減
- (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）
- (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
- (ニ) 本債券の満期日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）

- (ii) 関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ペイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、(i) BRRD (以下に定義される。) の移行またはSRM規制 (以下に定義される。) の適用および(ii) BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者 (もしくは発行者の関係者) の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ペイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるマッティ・カネルヴァ (Matti Kanerva) 氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への有価証券届出書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 有価証券届出書 (参照書類を含む。) 中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）
2019年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）
2019年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象ETF受益権の発行会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

本債券は、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」に従い、変動利率が対象ETF終値と利率判定水準によって決定され、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」に従い、ロックイン事由が発生した場合、償還口数の対象ETF受益権の交付および／または現金調整額（もしあれば）の支払をすることにより償還される。また、「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 強制早期償還」に従い、計算代理人が、早期償還評価日において対象ETF終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回ると決定した場合、本債券は直後の利払期日において強制早期償還される。したがって、日経225連動型上場投資信託の情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、引受人、売出人、その他の本債券の発行にかかる関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象ETF受益権についての詳細

種類： 証券投資信託の受益権

受益権残存口数： 271,577,648口（2020年6月24日現在）

上場金融商品取引所： 株式会社東京証券取引所

2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 対象ETF受益権に関して当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書

（第18期）（自 2018年7月9日 至 2019年7月8日）

2019年9月26日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

（第19期中）（自 2019年7月9日 至 2020年1月8日）

2020年3月25日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

該当なし。

二. 訂 正 報 告 書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称

株式会社東京証券取引所

所在地

東京都中央区日本橋兜町2番1号

発行者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 26th June, 2020

To: Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of
Representative:



Martin Svedholm
Manager, Funding



Matti Kanerva
Senior Legal Counsel

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 21st November, 2019 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 20 November 2024 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	10,060 million yen

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

以下は、2020年2月13日付で公表された業績速報の要約である。

本書中、文脈上別意に解される場合を除き、「公社」または「親会社」とは、フィンランド地方金融公社（Municipality Finance Plc）を意味し、「グループ」とは、フィンランド地方金融公社グループ（Municipality Finance Group）を意味する。

フィンランド地方金融公社 2019年1月1日から12月31日に係る財務書類速報

フィンランド地方金融公社グループの2019年度の概要

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、前年度に比べて2.1%減少し186百万ユーロ（190百万ユーロ）となった。グループの利息純収益はわずかに増加し、240百万ユーロ（236百万ユーロ）となった。費用は予想通り増加し、60百万ユーロ（49百万ユーロ、22.8%の増加）となった。

未実現の公正価値の変動は、前年度の業績には影響を及ぼさなかった一方、当会計年度の営業利益を54百万ユーロ（0百万ユーロ）減少させた。かかる評価を加味した場合、グループの営業利益は131百万ユーロ（190百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、CET1資本比率は83.1%（66.3%）であった。2019年度末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は107.9%（88.0%）であった。

12月末現在、レバレッジ比率は4.0%（4.1%）であった。

長期顧客向け貸付は8.0%（6.1%）増加し、当年度末現在、当該ポートフォリオは24,798百万ユーロ（22,968百万ユーロ）となった。当年度における新規貸付実行額は、合計3,175百万ユーロ（2,953百万ユーロ）となった。顧客向け貸付ポートフォリオ全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,263百万ユーロ（1,081百万ユーロ）であった。

1月から12月における新規長期資金調達は、7,385百万ユーロ（7,436百万ユーロ）であった。当年度末現在の資金調達総額は、33,929百万ユーロ（30,856百万ユーロ）であった。当年度末現在、発行済みグリーン・ボンドの合計額は、1,478百万ユーロ（978百万ユーロ）であった。

流動資産は、当年度末までに9,882百万ユーロ（8,722百万ユーロ）に増加した。12月末現在の流動性カバレッジ比率（LCR）は、430.2%（176.7%）であった。

株主資本利益率（ROE）は未実現の公正価値の変動により減少し、6.8%（10.8%）となった。

取締役会は、2020年春に開催予定の年次株主総会において、1株当たり0.16ユーロ（合計6,250,207.68ユーロ）の配当金の支払いを提案する。2019年度には、6,250,207.68ユーロの配当金が支払われた。

2020年度の見通し：公社は、未実現の公正価値の変動を除く営業利益は2019年度と同水準になるものと予想している。IFRS第9号の適用により、損益計算書において認識される未実現の公正価値の変動が大幅に増加し、これにより営業利益のボラティリティが増加している。

主要な指標（グループ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）*	186	190
営業利益（単位：百万ユーロ）*	131	190
利息純収益（単位：百万ユーロ）*	240	236
新規貸付金（単位：百万ユーロ）*	3,175	2,953
長期顧客向け貸付（単位：百万ユーロ）*	24,798	22,968
新規長期資金調達（単位：百万ユーロ）*	7,385	7,436

総資産（単位：百万ユーロ）	38,934	35,677
CET1資本（単位：百万ユーロ）	1,162	1,065
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,510	1,413
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,510	1,413
CET1資本比率（%）	83.1	66.3
Tier1資本比率（%）	107.9	88.0
合計自己資本比率（%）	107.9	88.0
レバレッジ比率（%）	4.0	4.1
株主資本利益率（ROE）（%）*	6.8	10.8
費用対収益比率*	0.3	0.2
従業員数	167	151

* 代替的業績指標

グループの業績に関する情報

連結損益計算書

（単位：百万ユーロ）	2019年1月－12月	2018年1月－12月	変動率（%）
利息純収益	240	236	1.7
その他の収入	6	2	205.0
収入合計	246	238	3.3
手数料費用	-4	-4	1.3
人件費	-18	-15	15.3
その他の管理費用	-15	-12	22.6
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6	-2	165.0
その他の営業費用	-18	-15	14.7
費用合計	-60	-49	22.8
金融資産の信用損失および減損	0	1	-95.1
未実現の公正価値の変動を除く営業利益	186	190	-2.1
未実現の公正価値の変動	-54	0	14,320.8
営業利益	131	190	-30.9
当期利益	105	152	-30.9

数値は端数処理されているため、個々の数値の総和は表示されている合計の数値と異なる場合がある。

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益

2019年度中、グループの主要な事業は引き続き好調であった。フィンランド地方金融公社グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、前年度に比べわずかに2.1%減少し、186百万ユーロ（190百万ユーロ）となった。収入は前年度に比べ3.3%増加した。利益は、予想通り費用の増加により減少した。

利息純収益は前年度に比べ1.7%増加し、240百万ユーロ（236百万ユーロ）となった。利息純収益は、好調な資金調達、顧客向け貸付の増加および好ましい金利環境により増加した。キャピタル・ローンは連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益は、16.2百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を損益を通じて認識しない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、利払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

その他の収入は、前年度の3倍の6百万ユーロ（2百万ユーロ）となった。その他の収入には、手数料収入、実現された証券取引および外国為替取引純収入、その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産純収入ならびにその他の営業収入が含まれる。グループのその他の収入において最も重要な項目は、子会社であるインスピラの収益であった。

グループの費用は前年度に比べ22.8%増加し、2019年度末現在、60百万ユーロ（49百万ユーロ）となった。

手数料費用は合計4百万ユーロ（4百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、18.5%増加し32百万ユーロ（27百万ユーロ）となり、そのうち人件費が18百万ユーロ（15百万ユーロ）であり、その他の管理費用が15百万ユーロ（12百万ユーロ）であった。管理費用は、グループの親会社における従業員数の増加に伴い増加した。当会計年度中の親会社の平均従業員数は、前年度の135名に対し151名であった。主要な開発投資に加え、銀行規制により公社のリスク管理、運営および諸手続きを継続的に向上させなくてはならないため、人員が増加した。情報システムの運用信頼性の確保ならびに顧客サービスの向上およびサービス提供に対する投資により、その他の管理費用が増加した。当該報告年度中、公社は、事業システムの運用信頼性を確保し、サービスの可用性を改善するために、情報システムのエンドユーザーおよびインフラストラクチャー・サービスに関する業務委託契約を締結した。業務委託手続を実施するプロジェクトが進行中であり、2020年度中に完了する見込みである。

2019年度末現在、有形・無形資産の減価償却費および減損は、6百万ユーロ（2百万ユーロ）に上った。減価償却費の増加は、主に近年のシステム開発への多大な投資に起因している。また、公社は当会計年度中に減価償却の方針を更新した。その結果、2.5百万ユーロの追加費用項目が減価償却費およびその他特定の費用項目において認識された。

その他の営業費用は、前年度に比べ14.7%増加し18百万ユーロ（15百万ユーロ）となった。その他の営業費用の増加は主として、システムおよび手続きの開発に関する費用に起因していた。当局により徴収された手数料は、前年度に比べ0.3百万ユーロ（4.7%）減少し、7百万ユーロ（7百万ユーロ）となった。

当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失（ECL）の金額は減少し、損益計算書において認識された変動は0百万ユーロ（1百万ユーロ）であった。

グループの業績および未実現の公正価値の変動

未実現の公正価値の変動を加味した場合、2019年度の営業利益は131百万ユーロ（190百万ユーロ）であった。未実現の公正価値の変動は、当会計年度中、公社の営業利益を54百万ユーロ減少させたが、前年度には影響を及ぼさなかった（0百万ユーロ）。未実現の公正価値の変動は、59百万ユーロのグループの営業利益の減少のうち54百万ユーロを占めている。2019年度において、ヘッジ会計純収入は-19百万ユーロ（28百万ユーロ）であり、未実現の証券取引純収入は-35百万ユーロ（-27百万ユーロ）であった。グループの当期利益は、合計105百万ユーロ（152百万ユーロ）であった。

グループの包括利益には、28百万ユーロ（72百万ユーロ）の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、包括利益に最も重大な影響を与えた項目は、合計17百万ユーロ（28百万ユーロ）のヘッジ・コストの純変動であった。損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、10百万ユーロ（49百万ユーロ）であった。

総じて、繰延税金控除後の未実現の公正価値の変動により、連結資本金額は21百万ユーロ減少（57百万ユーロ増加）し、自己資本比率における繰延税金控除後のCET1資本は28百万ユーロ減少（19百万ユーロ増加）した。

2018年度初頭のIFRS第9号の適用ならびにこれに関連する作成および評価原則の変更は、公正価値により測定される金融商品の増加に伴い、未実現の公正価値の変動に係るボラティリティを大幅に増加させた。公正価値の変動は、報告日における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。未実現の公正価値の変動は各報告期間によって大幅に変動し、利益、資本および自己資本比率の計算における自己資本にボラティリティの増加をもたらす可能性がある。

会社のリスク管理原則に従い、会社は、金利リスク、外国為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクを財務上ヘッジするために、デリバティブを利用している。キャッシュ・フローはヘッジされるが、一般的に使用される評価方法のために、公正価値の変動は、ヘッジされる金融商品とこれをヘッジするそれぞれのデリバティブとは異なる。金利曲線の線形および異なる通貨間の信用リスク・スプレッドの変動は評価に影響を及ぼし、ヘッジされる資産および負債ならびにヘッジ商品の公正価値に異なる効果が表れる。現実には、会社は、基本的に貸付金および貸付契約ならびにこれらをヘッジするデリバティブを満期まで保有するため、価値変動は現金により実現されることはない。当年度における未実現の公正価値の変動は、とりわけ、会社の主要な資金調達市場における予想金利の変動により影響を受けた。

当会計年度におけるグループの実効税率は、20.0% (20.0%) であった。2019年度の連結損益計算書における税金は、26百万ユーロ (38百万ユーロ) であった。グループの通年の株主資本利益率 (ROE) は、6.8% (10.8%) であった。未実現の公正価値の変動を除いた株主資本利益率 (ROE) は9.6% (10.7%) であった。

親会社の業績

会社の当会計年度末現在の利息純収益は、合計224百万ユーロ (220百万ユーロ) であり、営業利益は115百万ユーロ (174百万ユーロ) であった。利益処分および税金控除後の利益は、8百万ユーロ (22百万ユーロ) であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2019年度において16.2百万ユーロ (16.2百万ユーロ) であり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の「劣後債務」の項目に計上されている。当年度末現在、親会社の総資産は38,933百万ユーロ (35,676百万ユーロ) であった。

インスピラ

会社の子会社であるインスピラの2019年度の収益は、3.5百万ユーロ (2.5百万ユーロ) であり、その営業利益は、0.2百万ユーロ (0.0百万ユーロ) であった。

グループの連結総資産に関する情報

連結財政状態計算書

(単位: 百万ユーロ)	2019年12月31日	2018年12月31日	変動率 (%)
現金および中央銀行における残高	4,909	3,522	39.4
信用機関に対する貸付金	818	1,381	-40.7
公法人および公共部門企業に対する貸付金	24,798	22,968	8.0
債券	5,716	5,863	-2.5
デリバティブ契約	2,245	1,539	45.9
資産に含まれるその他の項目	446	405	10.3
資産合計	38,934	35,677	9.1
信用機関に対する債務	1,178	823	43.3
公法人および公共部門企業に対する債務	3,862	3,871	-0.2
発行債券	29,984	26,902	11.5
デリバティブ契約	1,762	2,205	-20.1
負債に含まれるその他の項目	554	390	42.0
資本合計	1,594	1,486	7.3
負債および資本合計	38,934	35,677	9.1

連結総資産は2018年度末から9.1%（2.7%）増加し、2019年度末現在、38,934百万ユーロ（35,677百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として貸付ポートフォリオおよびリース・ポートフォリオ、フィンランド銀行における預金ならびにデリバティブの評価額の増加に起因した。負債の増加は資金調達増加に起因しており、「信用機関に対する債務」および「発行債券」に表示されている。

当年度末現在、資本は、347百万ユーロ（347百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンを含め、1,594百万ユーロ（1,486百万ユーロ）であった。資本は、当期利益により増加した。また、連結財務書類において、12.6百万ユーロ（12.6百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、公社の株主に支払われた2018年会計年度に係る6.3百万ユーロ（6.3百万ユーロ）の配当金も同様に控除された。

顧客に対する貸付けその他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。公社の顧客は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびに非営利企業およびフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定されたその他の非営利組織から構成されている。公社により供与される貸付金はすべて、フィンランドの公共部門企業と同等のリスク水準であり、自己資本比率の計算におけるリスク・ウェイトは0%である。グループはその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する包括的な支援を提供している。

公社の融資に対する需要は前年度に比べ増加した。新規貸付実行額は前年度に比べ増加し、3,175百万ユーロ（2,953百万ユーロ）となった。

融資に対する需要に影響を及ぼした要因の1つは、一時的ではあるものの想定外の税制改革に起因する税収不足であった。地方自治体の財政に対するその影響は、徐々に弱まるものと思われる。その一方で、地方自治体の営業費用および投資需要は増加している。サービス需要の変化により、地方自治体のインフラ、輸送整備およびサービス・ネットワークの開発に対する投資が求められており、これによりとりわけ発展地域において投資需要が増加している。発展地域への移住は勢いを増しており、手頃な価格の賃貸住宅の建設に対する需要が続いた。

公社の長期顧客向け貸付は8.0%（6.1%）増加し、2019年度末現在、24,798百万ユーロ（22,968百万ユーロ）となった。かかる金額には、長期貸付金およびリースが含まれる。未実現の公正価値の変動を除く長期顧客向け貸付は7.4%（6.0%）増加し、当年度末現在、24,458百万ユーロ（22,783百万ユーロ）となった。

顧客向け貸付ポートフォリオ全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,263百万ユーロ（1,081百万ユーロ）であった。公社は、2016年度にフィンランドにおいて初めて市場にグリーン・ファイナンスを投入した信用機関であった。プロジェクトは、外部専門家から構成されるグリーン・ファイナンス評価チームにより承認される。公社は、2020年に投入予定の新たなソーシャル・ファイナンス商品の準備により、持続可能な融資に対する投資を継続している。ソーシャル・ファイナンスは、機会均等および地域社会意識を促進する非営利住宅建設に対する投資ならびに福祉および教育に対する投資を目的としている。

当年度末現在、公社の貸借対照表には、804百万ユーロ（726百万ユーロ）の地方自治体および地方自治体関連企業が発行した地方自治体のコマーシャル・ペーパーおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパーが含まれていた。

公社は、顧客向けのデジタル・サービスの幅を拡大し続けた。公社は、財務の管理、分析および報告のための幅広いサービスを提供している。2019年度における電子サービスの開発において、公社は、とりわけ財務予測および財務のモデル化に関するサービスに重点を置いていた。

資金調達および流動性の管理

会社の資金調達戦略は、その資金調達源を多様化することであり、これによりいかなる市況下でもその資金調達の可用性を確保することを目指している。会社は、異なる通貨、償還期限、地理的分類および投資家グループにわたり、積極的に資金調達を多様化している。長期にわたる積極的な対投資家活動により、会社はさまざまな市場においてその知名度を高めている。

2019年度初頭、国際資本市場は、不安定な経済により困難な状況にあり、債券の信用リスク・プレミアムに対する圧力は上昇していた。信用リスク・プレミアムに加え、債券市場のボラティリティは重大であった。世界経済の弱体化および中央銀行による措置は金利に影響を与えた。短期金利および長期金利は、年始に比べ年末において低下していた。かかる困難な市況にもかかわらず、会社の資金調達取引は非常に順調であった。

会社の資金調達は、主に公募に重点を置いている。2019年度中に発行された4本のベンチマーク債はすべて、実質的に応募超過となった。当該ベンチマーク債のうち、2本はユーロ建てであり、2本は米ドル建てであった。9月に発行された12.5億米ドルのベンチマーク債は、3倍近くの応募超過となり、受注規模において公社で最も人気の高いベンチマーク債となった。

2019年度における会社の長期債券発行額は、合計7,385百万ユーロ（7,436百万ユーロ）であった。当年度末現在、ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づく会社の短期債券は、2,728百万ユーロ（3,062百万ユーロ）であった。

2019年度末現在の資金調達総額は、33,929百万ユーロ（30,856百万ユーロ）であった。かかる金額のうち34%（30%）がユーロ建てであり、66%（70%）が外貨建てであった。当年度中、会社は11種類（11種類）の通貨により債券を発行した。

会社は、すべての資金を国際資本市場において調達している。2019年度中、合計198件（260件）の長期資金調達取引が実施された。

資金調達取引の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、会社は下記のプログラムを利用している。

メディアム・ターム・ノート（MTN）プログラム	35,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラム	7,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

会社の資金調達は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびスタンダード&プアーズから公社およびフィンランド中央政府と同じ格付けを取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は公法機関であり、フィンランド本土の全自治体はその構成員となっている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、会社により発行された債券は、EUにおいて、信用機関の自己資本比率および保険会社のソルベンシーの計算上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

会社は高い流動性を維持した。会社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

会社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低12ヶ月間事業（新規純顧客向け貸付を含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。

2019年度末現在、流動性合計は9,882百万ユーロ（8,722百万ユーロ）であった。有価証券投資は合計4,922百万ユーロ（5,146百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA+（AA）であった。当年度末現在、投資ポートフォリオの平均償還期間は2.3年（2.1年）であった。また、会社は4,960百万ユーロ（3,576百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、4,936百万ユーロ（3,554百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、24百万ユーロ（22百

万ユーロ)は信用機関における短期金融市場預金であった。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、主として短期金融市場の投資商品に投資している。

公社はその流動性投資に係る責任をESG(環境、社会およびガバナンス)評価により監視している。2019年度末現在、公社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で53.0(50.9)であった。基準値は50.6(50.8)である。公社は、その投資に関するESGの点数の監視に加え、社会的責任投資を行っている。年度末頃における社会的責任投資は、流動性ポートフォリオにおいて150百万ユーロに上り、有価証券投資全体の3.1%を占めていた。公社の社会的責任投資の割合は、市場の基準値(1.9%)を上回っている。公社自身のグリーン・ファイナンスに対する社会的責任投資の割合は10%であった。

自己資本比率

2019年度末現在、グループの合計自己資本比率は107.9%(88.0%)であり、CET1資本比率は83.1%(66.3%)であった。合計自己資本比率は、リスク加重資産の減少および自己資本の増加に起因して、2018年度末に比べ19.9%ポイント増加した。グループの自己資本比率は引き続き高く、監督当局により規定される法定の最低所要自己資本を何倍も上回っている。公社の自己資本は、有効な資本バッファーを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,332百万ユーロ(1,221百万ユーロ)上回っている。

当年度末現在、グループの普通株式等Tier1(CET1)資本は、1,162百万ユーロ(1,065百万ユーロ)であり、Tier1(T1)資本は、1,510百万ユーロ(1,413百万ユーロ)であった。Tier2資本は存在せず、グループの自己資本は、合計1,510百万ユーロ(1,413百万ユーロ)であった。

普通株式等Tier1資本には当期利益が含まれている。これは、当年度の業績が会計監査人による財務レビューの対象となっているため、自己資本規制に従い欧州中央銀行により付与される許可に基づき、当期利益をCET1資本に算入することができるためである。

当年度末現在、グループのリスク・エクスポージャーの金額は、2018年度末から12.9%減少し、1,400百万ユーロ(1,606百万ユーロ)となった。2019年度末現在、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、2018年度末の977百万ユーロから減少し763百万ユーロとなった。これは、とりわけ、流動性ポートフォリオのリスク・ウェイトの減少の影響によるものであった。通貨ポジションが自己資本の2%未満であったため、2019年度末現在および比較年度において市場リスクは存在しておらず、このため、自己資本規制(CRR)第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていない。信用評価調整リスク(CVA VaR)は、214百万ユーロ(247百万ユーロ)に減少した。当年度中、中央清算機関において清算されたデリバティブの金額は大幅に増加し、これにより、信用評価調整リスクを伴うデリバティブのエクスポージャーの価値は減少した。オペレーショナル・リスクのカウンターパリューは、利益指標の増加により10.4%増加し、423百万ユーロ(383百万ユーロ)となった。

最低所要自己資本および資本バッファー

最低所要自己資本は8%であり、最低所要CET1資本は4.5%である。信用機関法に基づく資本保全バッファーは2.5%であり、公社に適用されるその他のシステム上重要な信用機関(0-SII)に対する追加所要自己資本は0.5%である。フィンランド金融監督局は、四半期毎に所要カウンターシクリカル資本バッファーを決定する。2019年12月、フィンランド金融監督局は、カウンターシクリカル資本バッファーを課さないことを決定した。2018年6月、フィンランド金融監督局は、構造的追加所要自己資本に関しマクロプルーデンスに基づく決定を行い、システムミック・リスク・バッファーに基づき公社に課される追加所要自己資本は、1.5%に設定された。この新要件は、2019年7月1日に施行された。システムミック・リスク・バッファーおよびその他のシステム上重要な信用機関(0-SII)対象の追加所要自己資本はパラレルのバッファーであるため、いずれか数値の高い方が適用される。システムミック・リスク・バッファー要件は毎年見直されており、2019年6月、フィンランド金融監督局は、公社に適用する要件を2020年7月1日以降も維持することを確認した。エクスポージャーの地域別区分に基づき課される信用機関毎に個別の所要カウ

ンターシクリカル資本バッファは、公社については0.72%である。これにより、最低所要CET1資本は9.22%となり、最低所要総自己資本は12.72%となる。

これらに加えて、監督局の年次検討（SREP）の一環として、欧州中央銀行は、公社に対し、2019年3月1日を施行日として、2.25%の追加所要自己資本（P2R）を課した。P2R追加所要自己資本を加味した場合、2019年12月末現在、最低所要CET1資本は11.47%であり、最低所要総自己資本は14.97%であった。

P2R追加所要自己資本は、欧州中央銀行により毎年見直される。2019年11月、欧州中央銀行は、公社に適用するP2Rの要件を、2020年1月1日以降も2.25%に据え置くことを確認した。

レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在の会計原則（CRR I）に基づき計算した公社のレバレッジ比率は4.0%（4.1%）であった。当会計年度中、未実現の公正価値のマイナスの変動は、レバレッジ比率の小幅な低下に寄与した。2021年6月以降の最低所要レバレッジは3%である。レバレッジ比率に係る規制の変更については、「レバレッジ比率および所要自己資本に係る規制の変更」の項に記載されている。

12月末現在、流動性カバレッジ比率（LCR）は430.2%（176.7%）であった。最低所要流動性カバレッジは100%である。

公社はまた、2021年6月に施行される予定である安定調達比率（NSFR）に対しても備えている。2019年度末現在、現在の解釈に基づき計算された公社のNSFRは116.3%（110.5%）であった。最低所要NSFRは100%である。

レバレッジ比率および所要自己資本に係る規制の変更

長期にわたり作成された銀行の所要自己資本規制の変更（CRR IIおよびCRD V）は、2019年4月に欧州議会により採択され、当該変更の大部分が2021年6月に適用される。かかる変更には、レバレッジ比率規制も含まれ、これによれば信用機関のレバレッジ比率は3%以上でなければならない。公社は、数年間、レバレッジ比率規制の導入に備えており、そのレバレッジ比率は所要の3%を超え、12月末現在4.0%（4.1%）であった。

採択された規制に基づき、公的開発信用機関は、2021年6月以降、レバレッジ比率の計算において、中央政府および地方政府に対するすべての貸付債権を控除することができる。自己評価に基づけば、公社は、公的開発信用機関の定義に該当していると判断している。定義に該当している場合、CRR IIの変更は、公社のレバレッジ比率に重大なプラスの影響を与える可能性があるとして予想される。暫定予測によれば、かかる一連の変更におけるその他の変更によるレバレッジ比率に対する影響は、比較的軽微であると予想される。

かかる変更により、公社の自己資本比率の状況が大幅に変わることはないものと予想される。グループの12月末現在のCET1資本比率は83.1%と非常に高く、CRR IIおよびCRD Vの施行後も、CET1資本比率は非常に高い水準にとどまるものと予想される。

銀行および投資サービス業者の破綻処理に関する法律に基づく負債

公社の経営危機・破綻処理に関する監督当局は、EUの単一破綻処理委員会（SRB）である。単一破綻処理委員会は、当面の間、公社に対し拘束力のある自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を課さないことを決定したが、公社の事業モデルを考慮し、公社の経営危機は、国内の法的手続に準拠することと判断している。かかる決定は公社にとり有益なものであり、公社の発行債に対する地方政府保証機構の保証等、公社の事業運営の特異性を的確に反映している。単一破綻処理委員会（SRB）は、今後公社に対し、公社の所要自己資本およびこれに関連する拘束力のある所要バッファとなる、拘束力のある最低基準が課される可能性があることを予備的に想定している。

リスク管理

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役会により承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

グループの事業に関連する重要なリスクは、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、市場リスクならびに流動性リスクである。コンプライアンス・リスクを含む重要な戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクも、すべての事業に関わっている。

グループのリスク・ポジション

2019年度中、グループのリスク・アペタイトに重大な変更はなかった。当年度中、リスクは設定された制限の範囲内にとどまっており、リスク・ポジションは引き続き安定的であった。2018年度初頭に適用されたIFRS第9号基準に起因して、金融商品の未実現の公正価値の変動により財務成績のボラティリティが増加した。公社は評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

信用リスクは、公社の事業の一部である。顧客基盤の性質上、信用リスクは小さいが、それらを事業から完全に排除することは不可能である。公社の信用リスクは、主として顧客向け融資ならびに流動性ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオにおける債権から発生する。公社はその顧客に対し、金利リスクのポジションをカバーするために、ヘッジ目的のデリバティブを提示する。公社は、銀行間市場において相殺目的のデリバティブを使用している。デリバティブは市場リスクをヘッジするためにのみ利用されている。当年度中、公社の信用リスクのポジションは、安定的に低いリスク水準にとどまっていた。

公社は、その信用リスク軽減策（モーゲージ担保権および供与される保証）から判断して、顧客向け融資において顧客リスクにさらされておらず、いずれの単独顧客に係る顧客リスクも自己資本の10%を上回っていなかった。当年度中、予想信用損失の金額は減少し、12月末現在、0.03百万ユーロの予想信用損失の変動が損益を通じて認識された。当年度末現在の支払猶予貸付金額は33百万ユーロであり、比較年度末現在から29百万ユーロ減少した。12月末現在、公社は、地方自治体による全額保証またはモーゲージ担保権および地方自治体および／もしくは国の保証が付された62百万ユーロの不良債権を有していた。不良債権は顧客向け債権合計の0.3%（0.0%）であった。

市場リスクには、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクが含まれる。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブの利用により管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の債権および負債に適用される金利タイプの相違から生じる。金利リスクは、収益リスクおよび資本の経済的価値の測定等により、積極的に監視され、ヘッジされる。収益リスクの計算においては8つのシナリオが使用され、最悪の結果が考えられる。2019年度末現在の収益リスクは、-14百万ユーロ（-8百万ユーロ）であった。資本の経済的価値の計算においても複数のシナリオが使用され、最悪の結果が考えられる。12月末現在の資本の経済的価値は、-114百万ユーロ（-37百万ユーロ）であった。

公社は、すべての外貨調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。公社はその事業において、実質的に為替リスクにさらされていない。ただし、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。かかる為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクおよび価格リスクのヘッジにも用いられる。公社はデリバティブの取引活動を行っていないため、デリバティブはヘッジ目的のためにのみ利用することができる。IFRS第9号の適用により、過去数年間、金融商品の未実現の評価に係る損益のボラティリティが増加したにもかかわらず、グループの市場リスクは安定的であった。

公社は、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、公社は、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理

している。2019年度末現在、サバイバル・ホライズン比率は、13.6ヶ月（13.2ヶ月）であった。当年度を通じて、公社の流動性は良好であり、融資可能性は引き続き堅固であった。2019年1月から12月において、公社は7,385百万ユーロ（7,436百万ユーロ）の長期資金調達を実施した。

オペレーショナル・リスクは控え目な水準となる見込みである。2019年度中、オペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

自己資本比率

自己資本（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)				
普通株式等Tier1資本（調整前）	1,218,199	1,118,171	1,216,578	1,117,133
普通株式等Tier1資本への調整	-55,747	-52,715	-55,763	-52,769
普通株式等Tier1（CET1）資本	1,162,452	1,065,455	1,160,816	1,064,363
その他Tier1資本（調整前）	347,454	347,454	348,896	348,406
その他Tier1資本への調整	-	-	-	-
その他Tier1（AT1）資本	347,454	347,454	348,896	348,406
Tier1（T1）資本	1,509,906	1,412,909	1,509,712	1,412,770
Tier2資本（調整前）	-	-	-	-
Tier2資本への調整	-	-	-	-
Tier2（T2）資本	-	-	-	-
自己資本合計	1,509,906	1,412,909	1,509,712	1,412,770

自己資本比率に係る主要指標（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
CET1資本比率（%）	83.1	66.3	85.0	67.3
Tier1資本比率（%）	107.9	88.0	110.5	89.4
合計自己資本比率（%）	107.9	88.0	110.5	89.4

最低所要自己資本（グループ）

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー
(単位：千ユーロ)				
信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、 標準的手法	61,038	762,976	78,128	976,596
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	-	-	-	-
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	289	3,613	353	4,413
公共部門企業に対するエクスポージャー	-	-	4,807	60,086
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	323	4,043	951	11,884
信用機関に対するエクスポージャー	37,847	473,090	52,470	655,875
カバード・ボンドによるエクスポージャー	20,676	258,456	18,986	237,323
証券化のポジションを表章する項目	-	-	13	165
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	84	1,049	88	1,103
その他の項目	1,818	22,724	460	5,746
市場リスク	-	-	-	-
信用評価調整リスク（CVA VaR）、標準的手法	17,085	213,561	19,722	246,528
オペレーショナル・リスク、基礎的手法	33,841	423,016	30,644	383,048
合計	111,964	1,399,553	128,494	1,606,172

最低所要自己資本（親会社）

	2019年12月31日現在		2018年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー
(単位：千ユーロ)				
信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、 標準的手法	61,090	763,631	78,249	978,115
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	-	-	-	-
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	289	3,613	353	4,413
公共部門企業に対するエクスポージャー	-	-	4,807	60,086
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	323	4,043	951	11,884
信用機関に対するエクスポージャー	37,833	472,917	52,466	655,825
カバード・ボンドによるエクスポージャー	20,676	258,456	18,986	237,323
証券化のポジションを表章する項目	-	-	13	165
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	84	1,049	88	1,103
自己資金投資	131	1,639	131	1,639
その他の項目	1,753	21,912	454	5,676
市場リスク	-	-	-	-
信用評価調整リスク（CVA VaR）、標準的手法	17,085	213,561	19,722	246,528
オペレーショナル・リスク、基礎的手法	31,081	388,508	28,487	356,092
合計	109,256	1,365,700	126,459	1,580,735

以下は、2020年3月4日付で公表されたフィンランド地方金融公社の2019年度年次報告書に記載されている監査済み財務書類からの情報である。

フィンランド地方金融公社グループ 連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
利息および類似収入	766,581	711,731
利息および類似費用	-526,326	-475,434
利息純収益	240,255	236,297
手数料収入	3,490	2,395
手数料費用	-4,235	-4,180
証券取引および外国為替取引純収入	-33,373	-27,910
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	114	38
ヘッジ会計純収入	-19,097	27,645
その他の営業収入	135	66
管理費用	-32,268	-27,225
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6,183	-2,333
その他の営業費用	-17,626	-15,368
金融資産の信用損失および減損	28	564
営業利益	131,239	189,989
所得税	-26,307	-38,032
当期利益	104,932	151,958

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
当期利益	104,932	151,958
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	10,325	48,953
ヘッジ・コストの純変動	17,299	27,693
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の公正価値の純変動	308	-5,093
公正価値準備金から損益計算書への振替純額	-90	-162
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される債券の予想信用損失の純変動	-117	-96
その他の包括利益構成項目に係る税金	-5,545	-14,259
その他の包括利益構成項目合計	22,181	57,035
当期包括利益合計	127,113	208,993

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	818,323	1,380,544
公法人および公共部門企業に対する貸付金	24,798,432	22,968,118
債券	5,716,318	5,862,591
株式および出資持分	9,797	9,521
デリバティブ契約	2,244,997	1,538,610
無形資産	14,704	14,850
有形資産	9,041	2,427
その他の資産	170,359	174,818
未収収益および前払費用	242,450	203,061
資産合計	38,933,758	35,676,739
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	1,178,256	822,504
公法人および公共部門企業に対する債務	3,862,053	3,870,918
発行債券	29,983,585	26,901,998
デリバティブ契約	1,762,010	2,205,427
その他の負債	116,374	6,149
未払費用および前受収益	180,917	148,377
繰延税金負債	256,241	235,307
負債合計	37,339,436	34,190,680
資本		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	807	726
自己信用リスク再評価準備金	12,985	4,726
ヘッジ・コスト準備金	28,075	14,235
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	1,121,774	1,035,692
親会社株主に帰属する資本合計	1,246,868	1,138,605
その他の発行済資本性金融商品	347,454	347,454
資本合計	1,594,321	1,486,059
負債および資本合計	38,933,758	35,676,739

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計							その他の資本合計		
	株式資本	準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益	合計	発行済 資本性 金融商品	
(単位：千ユーロ)										
2017年12月31日現在の資本	42,583	277	28,944	-	-	40,366	879,799	991,969	347,454	1,339,422
IFRS第9号適用の影響	-	-	-23,936	-34,437	-7,919	-	22,830	-43,462	-	-43,462
IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の資本	42,583	277	5,008	-34,437	-7,919	40,366	902,628	948,507	347,454	1,295,960
AT1キャピタル・ローンに係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2017年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-44	-44	-	-44
当期利益	-	-	-	-	-	-	151,958	151,958	-	151,958
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
公正価値により測定するものとして指定さ れる金融負債に係る自己信用リスクによる 公正価値の純変動	-	-	-	39,163	-	-	-	39,163	-	39,163
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	22,154	-	-	22,154	-	22,154
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	-4,075	-	-	-	-	-4,075	-	-4,075
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-130	-	-	-	-	-130	-	-130
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-77	-	-	-	-	-77	-	-77
2018年12月31日現在の資本	42,583	277	726	4,726	14,235	40,366	1,035,692	1,138,605	347,454	1,486,059

	親会社株主に帰属する資本合計							合計	その他の 発行済 資本性 金融商品	資本合計
	株式資本 準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益				
(単位：千ユーロ)										
AT1キャピタル・ローンに係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2018年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	-	104,932	104,932	-	104,932
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
公正価値により測定するものとして指定さ れる金融負債に係る自己信用リスクによる 公正価値の純変動	-	-	-	8,260	-	-	-	8,260	-	8,260
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	13,840	-	-	13,840	-	13,840
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	247	-	-	-	-	247	-	247
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-72	-	-	-	-	-72	-	-72
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-94	-	-	-	-	-94	-	-94
2019年12月31日現在の資本	42,583	277	807	12,985	28,075	40,366	1,121,774	1,246,868	347,454	1,594,321

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー	1,444,778	39,300
長期資金調達の変動	1,951,565	1,463,125
短期資金調達の変動	-298,985	-838,441
長期貸付金の変動	-1,701,327	-1,310,278
短期貸付金の変動	-79,193	20,395
投資の変動	227,376	529,922
担保の変動	1,048,093	-25,340
資産に係る利息	103,695	89,571
負債に係る利息	215,113	146,307
その他の収入	57,319	50,762
営業費用の支払い	-70,685	-71,359
支払税額	-8,192	-15,363
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,646	-6,827
有形資産の取得	93	-538
無形資産の取得	-3,739	-6,289
財務活動からのキャッシュ・フロー	-23,688	-22,000
AT1金融商品に係る支払利息	-15,750	-15,750
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,688	-
現金および現金同等物の変動	1,417,443	10,473
1月1日現在の現金および現金同等物	3,573,206	3,562,733
12月31日現在の現金および現金同等物	4,990,649	3,573,206

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

(単位：千ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	81,311	51,006
現金および現金同等物合計	4,990,649	3,573,206

フィンランド地方金融公社個別財務書類

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
利息収入	761,612	708,294
リース事業純収入	4,969	3,437
利息費用	-542,525	-491,672
利息純収益	224,056	220,059
手数料収入	588	335
手数料費用	-4,230	-4,175
証券取引および外国為替取引純収入	-33,373	-27,910
証券取引純収入	-34,801	-27,235
外国為替取引純収入	1,428	-675
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される 金融資産に係る純収入	114	38
ヘッジ会計純収入	-19,097	27,645
その他の営業収入	157	104
管理費用	-30,884	-25,647
人件費	-16,336	-13,862
給与および報酬	-13,511	-11,343
人件費関連費用	-2,825	-2,519
年金費用	-2,431	-2,074
その他の人件費関連費用	-394	-446
その他の管理費用	-14,548	-11,784
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6,073	-2,330
その他の営業費用	-16,485	-14,895
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	-89	467
その他の金融資産の予想信用損失および減損	117	96
営業利益	114,802	173,787
利益処分	-105,031	-146,465
所得税	-2,020	-5,491
当期利益	7,750	21,832

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産		
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
現金	2	4
中央銀行に対する要求払債権	4,909,336	3,522,196
中央銀行リファイナンス適格債券	4,089,519	4,349,703
その他	4,089,519	4,349,703
信用機関に対する貸付金	817,462	1,380,291
要求払いの貸付金	80,450	50,753
その他	737,012	1,329,538
公法人および公共部門企業に対する貸付金	23,969,974	22,354,096
リース資産	828,458	614,022
債券	1,626,798	1,512,889
公共部門企業のもの	741,772	700,498
その他	885,026	812,391
株式および出資持分	9,797	9,521
グループ企業内の株式および出資持分	656	656
デリバティブ契約	2,244,997	1,538,610
無形資産	14,719	14,904
有形資産	8,539	2,364
その他の有形資産	8,539	2,364
その他の資産	170,063	174,160
未収収益および前払費用	242,428	203,054
資産合計	38,932,749	35,676,468

(単位：千ユーロ)	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債および資本		
負債		
信用機関および中央銀行に対する債務	1,178,256	822,504
信用機関	1,178,256	822,504
その他	1,178,256	822,504
公法人および公共部門企業に対する債務	3,862,053	3,870,918
その他の債務	3,862,053	3,870,918
発行債券	29,983,585	26,901,998
長期債券	27,255,873	23,840,174
その他	2,727,712	3,061,824
デリバティブ契約	1,762,010	2,205,427
その他の負債	115,686	5,789
未払費用および前受収益	192,343	160,056
劣後債務	348,896	348,406
繰延税金負債	10,467	10,629
負債合計	37,453,297	34,325,728
利益処分		
減価償却に係る差異	13,658	8,627
税務上の積立金	1,204,530	1,104,530
利益処分合計	1,218,188	1,113,157
資本		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	42,145	19,964
準備金	277	277
公正価値準備金	41,868	19,687
公正価値の変動	41,868	19,687
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	127,618	112,036
当期利益	7,750	21,832
資本合計	261,264	237,583
負債および資本合計	38,932,749	35,676,468
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	2,361,323	2,472,604

フィンランド地方金融公社
キャッシュ・フロー計算書

	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	1,428,303	23,942
長期資金調達の純変動	1,951,565	1,463,125
短期資金調達の純変動	-298,985	-838,441
長期貸付金の純変動	-1,701,327	-1,310,278
短期貸付金の純変動	-79,193	20,395
投資の純変動	227,376	529,922
担保の純変動	1,048,093	-25,340
資産に係る利息	103,697	89,573
負債に係る利息	199,363	130,557
その他の収入	53,819	48,563
営業費用の支払い	-67,960	-68,770
支払税額	-8,145	-15,363
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,646	-6,827
有形資産の取得	111	-538
無形資産の取得	-3,757	-6,289
財務活動からのキャッシュ・フロー	-7,821	-6,250
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,571	-
現金および現金同等物の変動	1,416,835	10,865
1月1日現在の現金および現金同等物	3,572,953	3,562,088
12月31日現在の現金および現金同等物	4,989,788	3,572,953

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	80,450	50,753
現金および現金同等物合計	4,989,788	3,572,953

発行者の概況の要約

(1) 設立

旧フィンランド地方金融公社（以下「旧公社」という。）は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金（原語名：Kuntien eläkevakuutus）（以下「Keva」（旧LGPI）または「地方自治体年金基金」という。）（後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。）により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.（原語名：Kuntarahoitus Oy）からMunicipality Finance Plc（原語名：Kuntarahoitus Oyj）に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体はその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

合併後（旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併）

フィンランド地方住宅金融公社（Municipal Housing Finance Plc）は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社（1989年設立）とフィンランド地方住宅金融公社（1993年設立）による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、責任原則に基づき、またその顧客と協同し、より良い未来を創ることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法（以下「地方政府保証機構法」という。）（後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。）ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはできない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド（以下「インスピラ」という。）という社名の子会社として分社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構（以下「地方政府保証機構」という。）により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法（その時々改定を含む。）に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局の指針に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2018年12月31日現在、1,412.8百万ユーロであった。公社の2018年12月31日現在の総資産は357億ユーロであり、そのうち貸付ポートフォリオは224億ユーロを占めていた。

フィンランド地方自治体年金基金（Keva）（IILGPI）

Kevaは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。Kevaは自治体公務員および職員年金法が可決された1964年に設立された。

Kevaは、年金の運用、年金の決定、再生、顧客サービスならびに地方自治体、国家、フィンランド福音ルーテル教会および社会保険庁（Kela）の年金制度により保障される者に対する年金支払の取扱いに関して責任を担っている。

Kevaは、自治体部門の従業員の所得関連年金負担に対する融資について責任を負っている。

Kevaは、公法に基づく独立機関であり、その業務は、地方自治体年金法、国家従業員年金法、福音ルーテル教会年金法および国民年金機関法に基づいている。Kevaの業務は、財務省およびフィンランド金融監督局により監督されている。

フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達（かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。）を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2018年12月31日現在、地方政府保証機構は20.3百万ユーロの総資産を有していた。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その150百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

フィンランドにおける自治体部門

概要

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する地方自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の地方自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

フィンランドの地方自治法（410/2015）（その後の改定を含む。）（原語名：Kuntalaki）に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。その最も重要な業務は、社会保障および医療サービスならびに教育である。2018年、フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約24%にあたる約420,000人を雇用していた。

2018年末現在のフィンランドの地方自治体および共同自治体組織の有利子債務ポートフォリオの総額は、194億ユーロであった。

2000年以降、当該ポートフォリオは4倍に膨らんだが、近年、増加は減速していた。地方自治体関連企業の有利子債務ポートフォリオの総額を、自治体部門の有利子債務ポートフォリオの総額に加算した場合、2017年末現在の自治体部門全体の債務総額は約348億ユーロである。

「自治体部門」とは、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および共同自治体組織のみを指す。

(2) 資本構成

(i) 資本構成および債務

以下の表は、2018年12月31日現在のグループの資本構成（未監査）である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	4,190,916
長期負債	27,794,337
デリバティブ契約	2,205,427
資本合計	
（制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、公正価値準備金726千ユーロ、自己信用リスク再評価準備金4,726千 ユーロ、ヘッジ・コスト準備金14,235千ユーロ、 非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、留保利益1,035,692千ユーロ およびその他の発行済資本金金融商品347,454千ユーロを含む）(1)	1,486,059
資本構成合計	35,676,739

注記：

(1) 公社（親会社）の授権株式資本の下限は10,000,000ユーロである。2018年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,750,931ユーロであった。

(ii) 株式資本および主要株主

2018年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43,008,044.20ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。公社は、同一の議決権および配当受益権が付された2つのシリーズの株式（A株式およびB株式）を有している。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2018年度末現在、公社は278（2017年12月31日：278）の株主を有していた。

2018年12月31日現在の上位10位の株主

	<u>株式数</u>	<u>所有率</u>
1. Keva	11,975,550	30.66%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.00%
3. ヘルシンキ (Helsinki) 市	4,066,525	10.41%
4. エスポー (Espoo) 市	1,547,884	3.96%
5. VAV Asunnot Oy (ヴァンター (Vantaa) 市) (注)	963,048	2.47%
6. タンペレ (Tampere) 市	919,027	2.35%
7. オウル (Oulu) 市	903,125	2.31%
8. トウルク (Turku) 市	615,681	1.58%
9. クオピオ (Kuopio) 市	592,028	1.52%
10. ラハティ (Lahti) 市	537,926	1.38%

訳注：ヴァンター (Vantaa) 市により所有される法人

上記表中の株式数は、表中に記載されている株主のグループ会社が所有する株式を一切含まない。

公社によれば、上位の株主が所有する株式に重大な変更はなかった。

(3) 組織

取締役会

取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の義務および原則は、公社のコーポレート・ガバナンス方針およびその別紙の取締役会手続規則の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の性質および範囲に関する広範囲に及ぶすべての決定を行う。

外部および内部の監査は監査委員会および取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の主要な事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、それらの報酬および給付を決定する。さらに、取締役会は、最高経営責任者の部下の選定ならびに報酬および給付を承認する。取締役会は、公社全体の報酬制度に関する方針を決定する。

毎年、公社の取締役会は、各会計期間の内部監査に関する業務計画を承認する。2018年会計期間において、内部監査により実施されたすべての監査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

取締役会の構成および任期

2019年年次株主総会において、取締役会の員数を最大9名とする定款変更が決議された結果、定款に基づき、取締役会は最低5名、最大9名の取締役から構成される。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。

毎年、株主による指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

委員会

公社は、信用機関法に基づくその他のシステム上重要な信用機関（0-SII）であり、取締役会は、法律の定めに基づき、監査委員会、リスク委員会および報酬委員会を設置している。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、準備機関として、財務報告および内部統制に係る職務について取締役会を補助することである。監査委員会は、外部監査および内部監査の職務を監督する。

信用機関法に基づき、リスク委員会は、公社のリスク選好度およびリスク戦略全般に関する事項ならびに取締役会が決定したリスク戦略の経営陣による遵守の監督について取締役会を補助する。リスク委員会は、資本を拘束するサービスに係る価格が公社の事業モデルおよびリスク戦略に合致しているか否かを評価し、もし合致していない場合、取締役会に対し修正案を提示することとされている。さらに、リスク委員会は、健全な報酬方針の策定ならびに報酬制度により付与されるインセンティブが、公社のリスク、資本および流動性に係る要件ならびに収益見込みおよびその時期を考慮に入れているか否かに関する評価において、報酬委員会を補助する。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者の部下の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

株主による指名委員会

公社は、株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬について提案する義務を負う。さらに、指名委員会は、取締役会の会長および副会長の選定について提案する。かかる提案は年次株主総会において選任される取締役に對して行われる。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役ににより選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役に報告を行う責任を負う。取締役会は、最高経営責任者の提案に基づいて経営陣を選任し、その退任について決定する。リスク管理責任者およびコンプライアンス責任者を、取締役会の承認なく解任することはできない。

年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

(4) 業務の概況

2018年度の概要

当会計年度末現在、グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、1.2%増加し189.6百万ユーロ（2017年度：187.4百万ユーロ）となった。公正価値の変動を加味した場合、営業利益は190.0百万ユーロ（2017年度：198.4百万ユーロ）であった。

グループの利息純収益は、前年度から3.4%増加し、236.3百万ユーロ（2017年度：228.5百万ユーロ）となった。

当年度末現在、総資産は2.7%増加し35,677百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、CET1資本比率は66.34%（2017年度：53.01%）であった。12月末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は87.97%（2017年度：72.50%）であった。

12月末現在、グループのレバレッジ比率は4.06%（2017年度：3.84%）であった。

1月から12月の期間における新規貸付実行額は、合計2,953百万ユーロ（2017年度：2,439百万ユーロ）となった。貸付ポートフォリオは、22,354百万ユーロ（2017年度：21,219百万ユーロ）となった。2018年12月末現在、かかる金額のうち1,143百万ユーロ（2017年度：803百万ユーロ）が、環境配慮型投資をターゲットとするグリーン・ファイナンスとして実行された。

12月末現在、リース・ポートフォリオは42.2%増加し614百万ユーロ（2017年度：432百万ユーロ）となった。

1月から12月において、7,436百万ユーロ（2017年度：9,510百万ユーロ）が長期資金調達により調達された。資金調達総額は、30,856百万ユーロ（2017年度：30,153百万ユーロ）であった。

12月末現在の流動性合計は、8,722百万ユーロ（2017年度：9,325百万ユーロ）であった。

株主資本利益率（ROE）はわずかに減少し、10.76%（2017年度：12.57%）となった。

主要な指標（グループ）

	2018年12月31日	2017年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）	189.6	187.4
営業利益（単位：百万ユーロ）	190.0	198.4
利息純収益（単位：百万ユーロ）	236.3	228.5
新規貸付金（単位：百万ユーロ）	2,953	2,439
新規資金調達（単位：百万ユーロ）	7,436	9,510
総資産（単位：百万ユーロ）	35,677	34,738
普通株式等Tier1（CET1）資本（単位：百万ユーロ）	1,065	946
Tier1（T1）資本（単位：百万ユーロ）	1,413	1,293
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,413	1,293
普通株式等Tier1（CET1）資本比率（%）	66.34	53.01
Tier1（T1）資本比率（%）	87.97	72.50
合計自己資本比率（%）	87.97	72.50
レバレッジ比率（%）	4.06	3.84
株主資本利益率（ROE）（%）	10.76	12.57
費用対収益比率	0.21	0.18
従業員数	151	134

グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。公社はインスピラを完全所有している。

公社は、信用機関法に基づく信用機関であり、地方自治体、Kevaおよびフィンランド政府により所有され、自治体部門および国の補助付き住宅建設に対して幅広い金融サービスを提供している。公社の戦略の中核は、顧客と協力してより良い未来を築くことである。公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に特化した唯一の金融業者である。公社は、変化する世界において顧客にとり最良の金融の専門家となることを構想している。

インスピラは、地方自治体および国の補助付き住宅建設に対する財務アドバイザー・サービスの提供を専門とする会社である。インスピラは、投資活動および再編事業に関する財務アドバイザー・サービスを提供している。

損益計算書および財政状態計算書

フィンランド地方金融公社グループ

2018年度中、グループの事業は引き続き好調であった。グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、189.6百万ユーロ（2017年度：187.4百万ユーロ）であった。これは、とりわけ利息純収益の前年度に対する増加の影響を受けたが、費用の増加の影響も受けた。未実現の公正価値の変動を考慮に入れると、営業利益は190.0百万ユーロ（2017年度：198.4百万ユーロ）であった。

当会計年度末現在、利息純収益は3.4%増加し236.3百万ユーロ（2017年度：228.5百万ユーロ）となった。利息純収益の伸びは、好調な資金調達、取引量の増加および公社の事業にとり好ましい金利環境に起因した。キャピタ

ル・ローンに連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益はAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を損益を通じて認識しない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、支払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

2018年初頭のIFRS第9号の適用に伴い、公社は金融資産および金融負債の振替えを行った。当年度中、かかる振替えに伴い、金融商品の未実現の公正価値の変動により、財務業績のボラティリティが増加した。当年度末現在、未実現の公正価値の変動の利益に対する影響は、合計0.4百万ユーロ（2017年度：11百万ユーロ）であり、そのうちヘッジ会計純収入は、27.6百万ユーロ（2017年度：2.7百万ユーロ）であった。未実現の証券取引純収入は、合計－27.3百万ユーロ（2017年度：8.3百万ユーロ）となった。公社は、過年度の数値を修正再表示しないIFRS第9号の選択肢を採用したため、振替えに伴い、過年度における未実現の公正価値の変動は完全に比較可能なものとはなっていない。

12月末現在、グループの費用は14.5%増加し、49.1百万ユーロ（2017年度：42.9百万ユーロ）となった。

手数料費用は合計4.2百万ユーロ（2017年度：4.1百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、27.2百万ユーロ（2017年度：22.3百万ユーロ）であり、そのうち人件費が15.2百万ユーロ（2017年度：13.6百万ユーロ）であり、その他の管理費用が12.0百万ユーロ（2017年度：8.8百万ユーロ）であった。管理費用は、とりわけ親会社における従業員数の増加に伴い増加した。銀行規制の増加により、公社はガバナンス、リスク管理および諸手続きを向上させなくてはならない。公社はまた、顧客サービスならびにサービス提供およびシステムの拡充に多大な投資を行った。

当会計年度末現在、有形・無形資産の減価償却費および減損は、2.3百万ユーロ（2017年度：2.0百万ユーロ）に上った。

その他の営業費用は、15.4百万ユーロ（2017年度：14.5百万ユーロ）に増加した。その他の営業費用の増加は主として、欧州中央銀行およびフィンランド金融監督局に対して支払われた金融監督費用ならびにEUレベルの金融危機破綻処理基金に対して支払われた拠出金によるものであった。

金融資産の減損は、2018年初頭以降、IFRS第9号の規定に基づき計算されている。当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失（ECL）の金額は、2018年1月1日のIFRS第9号への移行時に計上された金額に比べ減少し、当年度末現在、損益計算書において認識された変動は0.6百万ユーロであった。

グループの包括利益には、IFRS第9号への移行により、損益を通じた公正価値の変動として取扱われない、金融商品の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、包括利益に最も影響を与えた項目は、損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する49.0百万ユーロの公正価値の変動ならびに合計27.7百万ユーロのヘッジ・コストの純変動であった。包括利益に含まれる項目の公正価値の変動は、報告日における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。繰延価値変動は報告期間にわたり大幅に変動し、資本準備金の公正価値にさらなるボラティリティをもたらす可能性がある。

連結総資産は2017年度末から2.7%増加し、2018年12月末現在、35,677百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として貸付ポートフォリオおよびリース・ポートフォリオの増加に起因した。負債の増加は資金調達の増加に起因しており、信用機関に対する債務、公法人および公共部門企業に対する債務ならびに発行債券に表示されている。当年度末現在、資本は、347.4百万ユーロのAT1キャピタル・ローンを含め合計1,486百万ユーロ（2017年度：1,339百万ユーロ）であった。資本は、当期利益により増加した。しかしながら、2018年1月1日以降のIFRS第9号への移行により、資本の額は43百万ユーロ減少した。また、4月における利払いの実

施により、連結財務書類において、12.6百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、公社の株主に支払われた6.3百万ユーロの配当金も同様に控除された。

親会社

2018年度末現在、公社の利息純収益は220.1百万ユーロ（2017年度：212.3百万ユーロ）であり、公社の営業利益は、173.8百万ユーロ（2017年度：181.9百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2018年度において16.2百万ユーロであり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている（2017年度：16.2百万ユーロ）。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の劣後債務の項目に計上されている。当年度末現在、親会社の総資産は35,676百万ユーロ（2017年度：34,738百万ユーロ）であった。

インスピラ

公社の子会社であるインスピラの2018年度の収益は、2.5百万ユーロ（2017年度：2.7百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.0百万ユーロ（2017年度：0.2百万ユーロ）であった。

顧客に対する貸付その他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および中央政府の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。公社の顧客は、地方自治体、自治体連合および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）が非営利目的であると特定する組織および住宅建設事業から構成されている。公社はその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する包括的な支援を提供している。

公社の融資に対する需要は前年度に比べ増加した。発展地域におけるサービス需要の変化により、地方自治体のインフラ、輸送整備およびサービス・ネットワークの開発ならびに未処理のメンテナンスの早期実施に対する新規投資が求められている。予想を下回る地方自治体の税収に一部起因して、融資に対する需要は当年度末にかけて増加した。発展地域への移住により、手頃な価格の賃貸住宅の建設に対する需要が続いた。

新規貸付実行合計額は2,953百万ユーロ（2017年度：2,439百万ユーロ）であり、前年度を上回った。

公社の顧客向け貸付合計額の前年度に対する増加率は6.1%であり、当年度末現在、22,968百万ユーロ（2017年度：21,651百万ユーロ）となった。当年度末現在、長期貸付ポートフォリオは5.3%増加し、22,354百万ユーロ（2017年度：21,219百万ユーロ）となった。当年度末現在、ファイナンス・リース・ポートフォリオは42.2%増加し、614百万ユーロ（2017年度：432百万ユーロ）となった。当該ポートフォリオの増加の最大割合を占めるのは、不動産リース契約である。不動産リースが利用される典型例は、校舎に対する融資である。

当年度末現在、公社の貸借対照表には、726百万ユーロ（2017年度：749百万ユーロ）の地方自治体および地方自治体関連企業が発行した地方自治体のコマーシャル・ペーパーおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパーが含まれていた。

2018年度において、公社の子会社であるインスピラが提供するサービスに対する需要は活発であった。

資金調達および流動性の管理

会社の資金調達戦略は、その資金調達源を多様化することであり、これによりいかなる市況下でもその資金調達の継続性を確保することを目指している。

当年度における長期資金調達は、合計7,436百万ユーロ（2017年度：9,510百万ユーロ）であった。当年度末現在、ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラムに基づく公社の短期債券は、3,062百万ユーロ（2017年度：3,833百万ユーロ）であった。

2018年度末現在の資金調達総額は、30,856百万ユーロ（2017年度：30,153百万ユーロ）であった。かかる金額のうち24%（2017年度：23%）がユーロ建てであり、76%（2017年度：77%）が外貨建てであった。2018年度中、公社は合計11種類（2017年度：14種類）の通貨により債券を発行した。

公社は、現在、すべての資金を国際資本市場において調達している。2018年度中、合計260件（2017年度：318件）の長期資金調達取引が実施された。

資金調達の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプログラムを利用している。

ミディアム・ターム・ノート（MTN）プログラム	30,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー（ECP）プログラム	7,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

会社の資金調達は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびS&Pから公社およびフィンランド政府と同じ格付けを取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は公法機関であり、フィンランド本土の全自治体はその構成員となっている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、公社の債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、公社により発行された債券は、EUにおいて、金融機関の自己資本比率の計算上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

2018年度中、公社は高い流動性を維持した。公社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

公社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低12ヶ月間事業（新規純貸付けを含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。

2018年度末現在、流動性合計は8,722百万ユーロ（2017年度：9,325百万ユーロ）であった。債券投資は合計5,146百万ユーロ（2017年度：5,755百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA（2017年度：AA）であった。当年度末現在、ポートフォリオの平均償還期間は2.1年（2017年度：2.5年）であった。また、公社は3,576百万ユーロ（2017年度：3,570百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、3,554百万ユーロ（2017年度：3,554百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、22百万ユーロ（2017年度：16百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、主として短期金融市場の投資商品に投資している。

2015年度以降、公社はその流動性投資に係るESG（環境、社会およびガバナンス）パフォーマンスも監視している。2018年度末現在、公社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で50.9（2017年度：49.1）であった。基準値は50.8（2017年度：49.2）である。

自己資本比率

自己資本比率に係る主要指標

2018年度末現在、グループの合計自己資本比率は87.97%（2017年度：72.50%）であり、CET1資本比率は66.34%（2017年度：53.01%）であった。自己資本比率は、主として自己資本の増加およびリスク合計の減少に起因して、前年度に対し15.47%ポイント増加した。グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の所要自己資本および監督当局により規定される最低所要自己資本を明確に上回っている。公社の自己資本は、有効な資本バッファを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,221百万ユーロ（2017年度：1,091百万ユーロ）上回っている。

当年度末現在、普通株式等Tier1（CET1）資本は、合計1,065百万ユーロ（2017年度：946百万ユーロ）であり、Tier1（T1）資本は、1,413百万ユーロ（2017年度：1,293百万ユーロ）であった。Tier2資本は存在せず、公社の自己資本は、合計1,413百万ユーロ（2017年度：1,293百万ユーロ）であった。

当年度末現在、グループのリスク加重資産は、2017年度末から10%減少し、1,606百万ユーロ（2017年度：1,784百万ユーロ）となった。当会計年度末現在、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク総額は、2017年度末の1,108百万ユーロから減少し977百万ユーロとなった。これは、とりわけ、流動性ポートフォリオの規模の縮小の影響によるものである。信用評価調整リスク（CVA VaR）は、247百万ユーロ（2017年度：341百万ユーロ）に減少した。これは、主として、デリバティブ・エクスポージャーの金額の減少およびデリバティブの平均償還期間の短期化に起因する。通貨ポジションは自己資本の2%未満であったため、自己資本規制（CRR）第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていない。オペレーショナル・リスクに関するエクスポージャーは、関連指標の増加により、48百万ユーロ増加し383百万ユーロ（2017年度：335百万ユーロ）となった。

レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在有効な計算原則を用いて計算した公社のレバレッジ比率は4.06%（2017年度：3.84%）であった。法案によれば、最低所要レバレッジは3%である。

当年度末現在、流動性カバレッジ比率（LCR）は177%（2017年度：173%）であった。2018年初頭以降、LCRは100%以上でなければならない。

リスク管理

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役会により承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、非常に保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

グループの事業に関連する重要なリスクは、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、市場リスクならびに流動性リスクである。コンプライアンス・リスクを含む戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクも、すべての事業に関わっている。

グループのリスク・ポジション

2018年度中、公社のリスク・アペタイトに重大な変更はなかった。公社の取締役会は、現行のリスク管理体制は、グループのリスク・プロファイルおよび戦略に鑑みて十分であると明言している。当会計年度中、リスクは設定された制限の範囲内にとどまっており、公社の評価に基づけば、リスク管理は設定された要件を充足している。2018年度初頭に適用されたIFRS第9号基準に起因して、金融商品の未実現の公正価値の変動により財務成績のボラティリ

ティが増加した。適用に際し、公社は金融資産および金融負債の振替えを行い、とりわけ金融負債の損益のボラティリティが増加した。公社は評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

信用リスクは、公社の主要な事業内容から成っている。当該リスクの性質上、それらを事業から完全に排除することは不可能である。公社の信用リスクは、主として顧客向け融資ならびに流動性ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオにおける債権から発生する。デリバティブは市場リスクをヘッジするためにのみ利用されている。公社は、IFRS第9号に従い予想信用損失を計算している。2018年1月1日の移行日に、-0.9百万ユーロの予想信用損失引当金が資本に計上された。当年度中、予想信用損失の金額は減少し、当年度末現在、0.6百万ユーロの金融資産の信用損失の変動が損益を通じて認識された。当年度中、公社の信用リスク・ポジションは、一定の低いリスク水準にとどまっていた。

市場リスクは、銀行勘定の金利リスクならびに外国為替、株価およびその他の価格に関するリスクから成っている。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブの利用により管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の債権と負債との間におけるEuriborの適用利率の差異から生じる。金利リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。公社は、すべての外貨調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。公社はその事業において、実質的に為替リスクにさらされていない。ただし、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクのヘッジにも用いられる。公社はトレーディング勘定を有していないため、デリバティブ契約はヘッジ目的のためにのみ締結することができる。IFRS第9号の適用により、当会計年度中、金融商品の未実現の評価に係る損益のボラティリティが増加したにもかかわらず、グループの市場リスクは安定的であった。

公社は、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、公社は、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理している。2018年度末時点で、公社は、契約上の満期日にかかわらず、流動性管理のために売却可能な、8,688百万ユーロ（2017年度：9,313百万ユーロ）の流動性管理目的の資産を有していた。当年度中、公社の流動性は良好であり、融資可能性は引き続き堅固であった。

オペレーショナル・リスクは控え目な水準となる見込みである。2018年度中、オペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2018年12月31日現在、地方政府保証機構は20.3百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2019年5月13日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、150百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定される場所に従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有してい

る。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、公租公課の徴収に係る法律（706/2007）（その後の改定を含む。）に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

ガバナンス

会社法制に加え、公社はフィンランド信用機関法のガバナンスに関する規定を遵守している。公社のガバナンス方針の詳細は、公社のウェブサイトにおいて掲載されている。年次報告書の公表時に、フィンランド証券市場法第7章第7節に従い、公社はそのウェブサイト上に、コーポレート・ガバナンス報告書を公表している。当該報告書は、取締役会報告書とは個別に作成されており、財務報告手順に関連した内部監査およびリスク管理システムの主要な特性に関する記述を含んでいる。当該報告書はまた、信用機関法により要求されるガバナンスの内容、および公社がフィンランド証券市場協会により公表されている上場企業のためのフィンランド・コーポレート・ガバナンス・コードをどの程度遵守しているかに関する情報も含んでいる。

自己資本比率の管理原則

取締役会は、自己資本比率計画を承認および監視する。公社はその自己資本比率計画を少なくとも年に1度更新し、計画の実施状況を四半期毎に観察する。

自己資本比率の管理の目的は、事業継続性を確保するために、自己資本比率を監視し、公社の自己資本比率がその目標および金融当局により設定された要件を満たしていることを確認することである。

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基礎的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。

公社は、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、公社の通貨ポジションは極めて小さい。S&P、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク・ウェイトを決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、公社は地方自治体により付与された保証およびフィンランド国家により付与された不足補填保証等の信用リスクを差し引く手法を使用している。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA/クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関するリスク・エクスポージャーの金額を減じるために使用される。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	1,380,544	1,251,391
公法人および公共部門企業に対する貸付金	22,968,118	21,650,847
債券	5,862,591	6,494,234
株式および出資持分	9,521	9,662
デリバティブ契約	1,538,610	1,433,318
無形資産	14,850	10,196
有形資産	2,427	2,594
その他の資産	174,818	157,862
未収収益および前払費用	203,061	173,853
資産合計	35,676,739	34,738,139
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	822,504	802,277
公法人および公共部門企業に対する債務	3,870,918	3,746,762
発行債券	26,901,998	26,303,961
デリバティブ契約	2,205,427	2,216,034
その他の負債	6,149	2,587
未払費用および前受収益	148,377	124,574
繰延税金負債	235,307	202,522
負債合計	34,190,680	33,398,716
資本		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	726	28,944
自己信用リスク再評価準備金	4,726	-
ヘッジ・コスト準備金	14,235	-
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	1,035,692	879,799
親会社株主に帰属する資本合計	1,138,605	991,969
その他の発行済資本金金融商品	347,454	347,454
資本合計	1,486,059	1,339,422
負債および資本合計	35,676,739	34,738,139

フィンランド地方金融公社グループ
連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
利息および類似収入	711,731	191,360
利息および類似費用	-475,434	37,186
利息純収益	236,297	228,546
手数料収入	2,395	3,245
手数料費用	-4,180	-4,071
証券取引および外国為替取引純収入	-27,910	6,196
売却可能金融資産純収入	-	494
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	38	-
ヘッジ会計純収入	27,645	2,655
その他の営業収入	66	134
管理費用	-27,225	-22,343
有形・無形資産の減価償却費および減損	-2,333	-1,974
その他の営業費用	-15,368	-14,495
償却原価により測定される金融資産の信用損失	467	-
その他の金融資産の信用損失および減損	96	-
営業利益	189,989	198,386
所得税	-38,032	-39,721
当期利益	151,958	158,665

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
当期利益	151,958	158,665
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目 (IAS第39号)		
公正価値の純変動	-	11,644
損益計算書への振替純額	-	137
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目 (IFRS第9号)		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	48,953	-
ヘッジ・コストの純変動	27,693	-
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目 (IFRS第9号)		
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される金融資産の公正価値の純変動	-5,093	-
公正価値準備金から損益計算書への振替純額	-162	-
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される債券の予想信用損失の純変動	-96	-
その他の包括利益構成項目に係る税金	-14,259	-2,356
当期包括利益合計	208,993	168,090

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	39,300	2,587,445
長期資金調達の変動	1,463,125	1,598,929
短期資金調達の変動	-838,441	2,776,446
長期貸付金の変動	-1,310,278	-566,163
短期貸付金の変動	20,395	223,584
投資の変動	529,922	678,585
担保の変動	-25,340	-2,361,837
資産に係る利息	89,571	98,337
負債に係る利息	146,307	160,533
その他の収入	50,762	39,193
営業費用の支払い	-71,359	-59,436
支払税額	-15,363	-725
投資活動からのキャッシュ・フロー	-6,827	-5,442
有形資産の取得	-538	-745
無形資産の取得	-6,289	-4,697
財務活動からのキャッシュ・フロー	-22,000	-15,750
AT1キャピタル・ローンおよび劣後債務に係る 利息ならびにその他の利益分配	-22,000	-15,750
現金および現金同等物の変動	10,473	2,566,253
1月1日現在の現金および現金同等物	3,562,733	996,480
12月31日現在の現金および現金同等物	3,573,206	3,562,733

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	51,006	8,551
現金および現金同等物合計	3,573,206	3,562,733

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計							非支配 持分	その他の 発行済 資本性 金融商品	資本合計	
	株式資本	準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益				合計
(単位：千ユーロ)											
2016年12月31日現在の資本	42,583	277	19,519	-	-	40,366	734,107	836,852	127	347,454	1,184,433
AT1キャピタル・ローンに係る 支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-	-12,600
2016年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-373	-373	-127	-	-500
当期利益	-	-	-	-	-	-	158,665	158,665	-	-	158,665
その他の包括利益構成項目（税引後）											
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目											
売却可能金融資産 （公正価値準備金） うち、											
公正価値の純変動	-	-	9,315	-	-	-	-	9,315	-	-	9,315
損益計算書への振替純額	-	-	110	-	-	-	-	110	-	-	110
2017年12月31日現在の資本	42,583	277	28,944	-	-	40,366	879,799	991,969	-	347,454	1,339,422
IFRS第9号適用の影響	-	-	-23,936	-34,437	-7,919	-	22,830	-43,462	-	-	-43,462
IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の 資本	42,583	277	5,008	-34,437	-7,919	40,366	902,628	948,507	-	347,454	1,295,960
AT1キャピタル・ローンに係る 支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-	-12,600
2017年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-44	-44	-	-	-44
当期利益	-	-	-	-	-	-	151,958	151,958	-	-	151,958
その他の包括利益構成項目（税引後）											
その後の期間に損益計算書に 振替られない項目											
公正価値により測定するものとして 指定される金融負債に係る自己信用 リスクによる公正価値の純変動	-	-	-	39,163	-	-	-	39,163	-	-	39,163
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	22,154	-	-	22,154	-	-	22,154
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目											
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の公正価 値の純変動	-	-	-4,075	-	-	-	-	-4,075	-	-	-4,075
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の売却に 係る損益計算書への振替純額	-	-	-130	-	-	-	-	-130	-	-	-130
その他の包括利益を通じて公正価値 により測定される金融資産の予想信 用損失の純変動	-	-	-77	-	-	-	-	-77	-	-	-77
2018年12月31日現在の資本	42,583	277	726	4,726	14,235	40,366	1,035,692	1,138,605	-	347,454	1,486,059

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
資産		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
現金	4	5
中央銀行に対する要求払債権	3,522,196	3,554,177
中央銀行リファイナンス適格債券	4,349,703	5,008,344
その他	4,349,703	5,008,344
信用機関に対する貸付金	1,380,291	1,250,746
要求払いの貸付金	50,753	7,906
その他	1,329,538	1,242,840
公法人および公共部門企業に対する貸付金	22,354,096	21,219,114
リース資産	614,022	431,732
債券	1,512,889	1,485,890
公共部門企業のもの	700,498	720,889
その他	812,391	765,002
株式および出資持分	9,521	9,662
グループ企業内の株式および出資持分	656	612
デリバティブ契約	1,538,610	1,433,318
無形資産	14,904	10,330
有形資産	2,364	2,447
その他の有形資産	2,364	2,447
その他の資産	174,160	157,469
未収収益および前払費用	203,054	173,838
資産合計	35,676,468	34,737,685

(単位：千ユーロ)	2018年 12月31日現在	2017年 12月31日現在
負債および資本		
負債		
信用機関および中央銀行に対する債務	822,504	802,277
信用機関	822,504	802,277
その他	822,504	802,277
公法人および公共部門企業に対する債務	3,870,918	3,746,762
その他の債務	3,870,918	3,746,762
発行債券	26,901,998	26,303,961
長期債券	23,840,174	22,470,615
その他	3,061,824	3,833,346
デリバティブ契約	2,205,427	2,216,034
その他の負債	5,789	2,421
未払費用および前受収益	160,056	135,958
劣後債務	348,406	347,916
繰延税金負債	10,629	7,236
負債合計	34,325,728	33,562,564
利益処分		
減価償却に係る差異	8,627	6,163
税務上の積立金	1,104,530	960,530
利益処分合計	1,113,157	966,693
資本		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	19,964	29,221
準備金	277	277
公正価値準備金	19,687	28,944
公正価値の変動	19,687	28,944
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	112,036	61,496
当期利益	21,832	33,960
資本合計	237,583	208,428
負債および資本合計	35,676,468	34,737,685
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	2,649,973	2,120,206

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
利息収入	708,294	188,256
リース事業純収入	3,437	3,104
利息費用	-491,672	20,948
利息純収益	220,059	212,308
手数料収入	335	758
手数料費用	-4,175	-4,067
証券取引および外国為替取引純収入	-27,910	6,196
証券取引純収入	-27,235	8,432
外国為替取引純収入	-675	-2,236
売却可能金融資産純収入	-	494
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される 金融資産に係る純収入	38	-
ヘッジ会計純収入	27,645	2,655
その他の営業収入	104	196
管理費用	-25,647	-20,306
人件費	-13,862	-11,812
給与および報酬	-11,343	-9,545
人件費関連費用	-2,519	-2,267
年金費用	-2,074	-1,926
その他の人件費関連費用	-446	-341
その他の管理費用	-11,784	-8,494
有形・無形資産の減価償却費および減損	-2,330	-1,970
その他の営業費用	-14,895	-14,344
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	467	-
その他の金融資産の予想信用損失および減損	96	-
営業利益	173,787	181,919
利益処分	-146,465	-139,415
所得税	-5,491	-8,544
当期利益	21,832	33,960

フィンランド地方金融公社
キャッシュ・フロー計算書

	2018年1月1日 －12月31日	2017年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	23,942	2,571,319
長期資金調達の純変動	1,463,125	1,598,929
短期資金調達の純変動	-838,441	2,776,446
長期貸付金の純変動	-1,310,278	-566,163
短期貸付金の純変動	20,395	223,584
投資の純変動	529,922	678,585
現金担保の純変動	-25,340	-2,361,837
資産に係る利息	89,573	98,339
負債に係る利息	130,557	144,783
その他の収入	48,563	36,560
営業費用の支払い	-68,770	-57,202
支払税額	-15,363	-705
投資活動からのキャッシュ・フロー	-6,827	-5,433
有形資産の取得	-538	-642
無形資産の取得	-6,289	-4,791
財務活動からのキャッシュ・フロー	-6,250	-
支払配当金	-6,250	-
現金および現金同等物の変動	10,865	2,565,886
1月1日現在の現金および現金同等物	3,562,088	996,202
12月31日現在の現金および現金同等物	3,572,953	3,562,088

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2018年12月31日現在	2017年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	3,522,200	3,554,182
信用機関に対する貸付金	50,753	7,906
現金および現金同等物合計	3,572,953	3,562,088